

生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるための調整が加えられるべきものとする。

第三号第一項中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 特例第三種被保険者 第三種被保険者であつて、厚生年金基金の加入員であるものをいう。

第三号第一項中第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 特例第二種被保険者 第二種被保険者であつて、厚生年金基金の加入員であるものをいう。

第三号第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特例第一種被保険者 第一種被保険者であつて、厚生年金基金の加入員であるものをいう。

第十二条第一号ロ中「共済組合」というに、「以下単に「共済組合」という。」を加える。

第十七条第二号中「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第十九条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二章第二節中第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 被保険者の種別（厚生年金基金の加入員であるかないかの区別を含む。以下この条において同じ。）に変更があつた月は、変更後の種別の被保険者であつた月とみなす。同一の月において、二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、その月は、最後の種別の被保険者であつた月とみなす。

第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額	額
第一級	七、〇〇〇円	七、五〇〇円未満	八、五〇〇円未満
第二級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上	八、五〇〇円未満
第三級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上	九、五〇〇円未満
第四級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上	一〇、〇〇〇円未満
第五級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上	一一、〇〇〇円未満
第六級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上	一二、〇〇〇円未満
第七級	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上	一三、〇〇〇円未満
第八級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上	一四、〇〇〇円未満
第九級	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上	一六、〇〇〇円未満
第十一級	一七、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第十二級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上	一八、〇〇〇円未満
第十三級	一九、〇〇〇円	一八、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満
第十四級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上	二〇、〇〇〇円未満
第十五級	二一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満
第十六級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満
第十七級	二三、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第十八級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円未満
第十九級	二五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第二十級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円未満

第一二級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第一三級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第一四級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、〇〇〇円未満
第一五級	三三、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上	三四、〇〇〇円未満
第一六級	三六、〇〇〇円	三四、〇〇〇円以上	三七、〇〇〇円未満
第一七級	三九、〇〇〇円	三七、〇〇〇円以上	四〇、〇〇〇円未満
第一八級	四二、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円以上	四三、〇〇〇円未満
第一九級	四五、〇〇〇円	四三、〇〇〇円以上	四六、〇〇〇円未満
第二〇級	四八、〇〇〇円	四六、〇〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第二一級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第二二級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第二三級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円以上

第三十四条第一項を次のように改める。

基本年金額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一 二百五十円に被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ。）の千分の十に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額

第三十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「基本年金額は、第一項の規定にかかわらず、二万四千円に」を「第一項第二号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず」に、「千分の六」を「千分の十」に、「合算額を加算した額を」を「合算額」に、「前項を」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の

一項を加える。

3 被保険者期間の月数が三百六十をこえるときは、第一項第一号の規定中「被保険者期間の月数」とあるのは、「三百六十」と読み替えるものとする。

第三十八条中「第四十六条」を「第四十六条第二項」に、「第四十六条の六」を「第四十六条の七第二項から第四項まで」に、「左の区別によつて」を「その者の選択により」に改め、各

号を削る。

第三十九条に次の一項を加える。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額

しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第四十条の次に次の一条を加える。

（不正利得の徴収）

第四十条の二 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、社会保険庁長官は、受給額に相当する金額の全部又は一部

をその者から徴収することができる。

第四十一条第一項中「又は通算老
齢年金を」と、通算老齢年金又は脱退
手当金に改め、同条第二項中「及び
通算老齢年金を」と、通算老齢年金及
び脱退手当金に改める。

第四十二条第一項第二号中「(女子
については、三十五歳)に達した
後」を「(女子については、三十五歳)
に達した月以後」に改め、同項第三
号中「三十五歳に達した月以後」を「三十
五歳に達した月以後」に改め、同項
に次の一号を加える。

四 前各号のいずれかに規定する
被保険者期間を満たしている被
保険者が六十五歳に達したと
き、又は被保険者が六十五歳に
達した後に前各号のいずれかに
規定する被保険者期間を満たす
に至つたとき。

第四十二条第二項中「前項各号」を
「前項第一号から第三号まで」に改め
る。

第四十三条第二項中「基本年金額」
を「基本年金額のうち同条第一項第
二号に掲げる額」に改め、同条に次
の二項を加える。

3 第一項の基本年金額について
は、受給権者がその権利を取得し
た月以後における被保険者であつ
た期間は、その計算の基礎とな
ない。

4 被保険者である受給権者がその
被保険者の資格を喪失し、かつ、
被保険者となることなくして被保
険者の資格を喪失した日から起算
して三十日を経過したときは、前
項の規定にかかわらず、その被保

険者の資格を喪失した月前におけ
る被保険者であつた期間を基本年
金額の計算の基礎とするものと
し、資格を喪失した日から起算し
て三十日を経過した日の属する月
の翌月から、年金の額を改定す
る。

第四十四条の次に次の一条を加え
る。

(厚生年金基金に関連する特例)
第四十四条の二 被保険者であつた
期間の全部又は一部が厚生年金基
金の加入員であつた期間である者
に支給する老齢年金については、

厚生年金基金の加入員であつた期
間は、第四十三条第一項の基本年
金額のうち第三十四条第一項第二
号に掲げる額については、その計
算(同条第四項の規定を適用して
計算する場合を含む)の基礎とし
ない。

2 前項の規定は、次に掲げる期間
については、適用しない。
一 その者が当該老齢年金の受給
権を取得する前に解散した厚生
年金基金の加入員であつた期間
(厚生年金基金連合会がその支
給に関する義務を承継している
年金たる給付の額の計算の基礎
となる加入員であつた期間を除
く。)

二 その者が当該老齢年金の受給
権を取得する前に厚生年金基金
連合会が解散した場合における
厚生年金基金連合会がその支給
に関する義務を承継していた年
金たる給付の額の計算の基礎と
なる厚生年金基金の加入員であ
つた期間

3 厚生年金基金が解散した場合に
おいて、当該厚生年金基金の加入
員又は加入員であつた者が老齢年
金の受給権者であるときは、第一
項の規定にかかわらず、当該厚生
年金基金の加入員であつた期間
(厚生年金基金連合会がその支給
に関する義務を承継している年金
たる給付の額の計算の基礎となる
加入員であつた期間を除く。)をそ
の額の計算の基礎とするものと
し、当該厚生年金基金が解散した
月の翌月から、当該老齢年金の額
を改定する。

4 厚生年金基金連合会が解散した
場合において、厚生年金基金連合
会に年金たる給付の支給に関する
義務が承継されている者が老齢年
金の受給権者であるときは、第一
項の規定にかかわらず、当該義務
に係る年金たる給付の額の計算の
基礎となる厚生年金基金の加入員
であつた期間をその額の計算の基
礎とするものとし、厚生年金基金
連合会が解散した月の翌月から、
当該老齢年金の額を改定する。

第四十六条の三 第四十二条第
一項各号に規定する被保険者期間
のいずれをも、老齢年金を受けるに
必要な被保険者期間を」とに改め、同
条に次の一号を加える。

三 第一号イからニまでのいずれ
かに該当する被保険者が六十五
歳に達したとき、又は被保険者
が六十五歳に達した後に同号イ
からニまでのいずれかに該当す
るに至つたとき。

第四十六条の四 通算老齢年金の額
は、基本年金額に相当する額とす
る。

2 第三十四条第二項及び第四項の
規定は、前項の基本年金額につ
いては、適用しない。

3 第四十三条第三項及び第四項の
規定は、第一項の基本年金額につ
いて準用する。

(厚生年金基金に関連する特例)
第四十六条の五 被保険者であつた
期間の全部又は一部が厚生年金基
金の加入員であつた期間である者
に支給する通算老齢年金について
は、厚生年金基金の加入員であつ
た期間は、前条第一項の基本年金
額のうち第三十四条第一項第二号
に掲げる額については、その計算
の基礎としない。

2 前項の規定は、次に掲げる期間
については、適用しない。

一 その者が当該通算老齢年金の
受給権を取得する前に解散した
厚生年金基金の加入員であつた
期間(厚生年金基金連合会がそ

の支給に関する義務を承継して
いる年金たる給付の額の計算の
基礎となる加入員であつた期間
を除く。)

二 その者が当該通算老齢年金の
受給権を取得する前に厚生年金
基金連合会が解散した場合にお
ける厚生年金基金連合会がその
支給に関する義務を承継してい
た年金たる給付の額の計算の基
礎となる厚生年金基金の加入員
であつた期間

3 厚生年金基金が解散した場合に
おいて、当該厚生年金基金の加入
員又は加入員であつた者が通算老
齢年金の受給権者であるときは、
第一項の規定にかかわらず、当該
厚生年金基金の加入員であつた期
間(厚生年金基金連合会がその支
給に関する義務を承継している年
金たる給付の額の計算の基礎とな
る加入員であつた期間を除く。)を
その額の計算の基礎とするものと
し、当該厚生年金基金が解散した
月の翌月から、当該通算老齢年金
の額を改定する。

4 厚生年金基金連合会が解散した
場合において、厚生年金基金連合
会に年金たる給付の支給に関する
義務が承継されている者が通算老
齢年金の受給権者であるときは、
第一項の規定にかかわらず、当該
義務に係る年金たる給付の額の計
算の基礎となる厚生年金基金の加
入員であつた期間をその額の計算
の基礎とするものとし、厚生年金
基金連合会が解散した月の翌月か
ら、当該通算老齢年金の額を改定
する。

負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾を併合しない廃疾の程度が別表第一に定める一級又は二級に該当する者を除く。が死亡した場合において、第五十八条第四号に該当することにより支給する遺族年金

第六十九条中「第四十二條第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも」とを「老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を」と改める。

第七十条第一項中「第四種被保険者以外の」とを削る。

第七十三条を次のように改める。

第七十三條 被保険者又は被保険者であつた者が、故意に、廃疾又はその直接の原因となつた事故を生ぜしめたときは、当該廃疾を支給事由とする障害年金又は障害手当金は、支給せず、また、当該廃疾については、第四十二條第二項の規定は、適用しない。

第七十三條の次に次の一條を加える。

第七十三條の二 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生ぜしめ、若しくはその廃疾の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、保険給付の全部又は一部を行なわれないことができる。

第七十四條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十條第一項各号列記以外の部分中「保険給付」の下に「(第四十六條

第一項又は第四十六條の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている老齢年金又は通算老齢年金を除く。を」を加える。

第八十一條第五項を次のように改める。

5 保険料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保険者については、千分の五十八(特例第一種被保険者にあつては、千分の三十三)

二 第二種被保険者については、千分の四十四(特例第二種被保険者にあつては、千分の二十三)

三 第三種被保険者については、千分の七十二(特例第三種被保険者にあつては、千分の三十三)

四 第四種被保険者については、千分の五十八

第八十一條に次の一項を加える。

6 前項の保険料率は、その率が第四項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。

第八十三條の次に次の一條を加える。

(第四種被保険者の保険料の前納)

第八十三條の二 第四種被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第一項の規定により前納された保険料については、前納に係る期

間の各月の初日が到来したときに、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納の手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

第八十五條の次に次の一條を加える。

(厚生年金基金又は厚生年金基金連合会の解散に伴う責任準備金相当額の徴収)

第八十五條の二 政府は、厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負つていける者に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は厚生年金基金連合会から徴収する。

第八十六條の見出し中「保険料」を「保険料等」に改め、同条第一項本文中「保険料」の下に「その他この法律(第九章を除く。以下この章、次章及び第七章において同じ)の規定による徴収金」を加え、同項ただし書中「前条」を「第八十五條」に改め、同条第四項中「前条各号」を「第八十五條各号」に改め、同条第五項第一号中「保険料」の下に「その他この法律の規定による徴収金」を加え、同項第二号中「前条各号」を「第八十五條各号」に改める。

第八十七條に次の一項を加える。

6 第八十五條の二の規定による徴収金は、前各項の規定の適用については、保険料とみなす。

第九十一條中「保険料」の下に「その他この法律の規定による徴収金」を加える。

第九十二條第一項中「法律」を「法律の規定」に改め、「及び障害手当金を受ける権利及び障害手当金以外の」とを削り、同条第二項中「法律」を「法律の規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 年金たる保険給付を受ける権利の時効は、当該年金たる保険給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

第九十二條に次の一項を加える。

2 解散した厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が、正当な理由がなくて、第八十五條の二の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときも、前項と同様とする。

第八章の次に次の一章を加える。

第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会

第一節 厚生年金基金

第一款 通則

(基金の目的)

第九十六條 厚生年金基金(以下「基金」といふ)は、加入員の老齢について給付を行ない、もつて加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第九十七條 基金は、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する。

(法人格)

第九十八條 基金は、法人とする。

2 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第九十九條 基金は、その名称中に厚生年金基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、厚生年金基金という名称を用いてはならない。

(設立)

第一百條 一又は二以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者(第四種被保険者を除く)を使用する事業主は、当該一又は二以上の適用事業所について、基金を設立することができる。

2 適用事業所の事業主は、共同して基金を設立することができる。

この場合において、被保険者(第四種被保険者を除く)の数は、合算して常時前項の政令で定める数以上でなければならない。

第一百一條 適用事業所の事業主は、基金を設立しようとするときは、基金を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者(第四種被保険者を除く)の二分の一以上の同意を得て、規約をつくり、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 二以上の適用事業所について基金を設立しようとする場合においては、前項の同意は、各適用事業所について得なければならない。

第一百二條 第六條第二項の規定による認可の申請と同時に基金の設

第一類第七号 社会労働委員会議案第四十四号 昭和三十九年五月二十日

五

立の認可の申請を行なう場合にあっては、前二条中「適用事業所」とあるのは「適用事業所となるべき事業所」と、「被保険者」とあるのは「被保険者となるべき者」とする。

(成立の時期)

第百十三条 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

第百十四条 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、基金の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主が、理事長の職務を行なう。この場合において、当該適用事業所の事業主は、この章の規定の適用については、理事長とみなす。

第三款 管理

(規約)

第百十五条 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 名称
- 二 事業所の所在地
- 三 基金の設立に係る適用事業所の名称及び所在地
- 四 代議員会に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 加入員に関する事項
- 七 標準給与に関する事項
- 八 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項
- 九 信託又は保険の契約に関する事項
- 十 掛金及びその負担区分に関する事項
- 十一 事業年度その他財務に関する事項
- 十二 解散及び清算に関する事項

十三 業務の委託に関する事項
十四 公告に関する事項
十五 その他組織及び業務に関する重要事項

2 前項の規約の変更（政令で定める事項に係るものを除く）は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生大臣に届け出なければならない。

(公告)

第百十六条 基金は、政令の定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の名その他政令で定める事項を公告しなければならない。

(代議員会)

第百十七条 基金に、代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもつて組織する。

3 代議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事務所（基金が設立された適用事業所をいう。以下同じ）の事業主において設立事業所の事業主（その代理人を含む）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

4 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。

6 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

7 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他代議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第百十八条 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- 一 規約の変更
- 二 毎事業年度の予算
- 三 毎事業年度の事業報告及び決算
- 四 その他規約で定める事項

2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができ、その処分は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第百十九条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

3 理事のうち一人を理事長とし、設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

4 監事は、代議員会において、学識経験を有する者、設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

5 役員は、任期は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

6 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

(役員の職務)

第百二十条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

(基金の役員及び職員の公務員たる性質)

第百二十一条 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四款 加入員

(加入員)

第百二十二条 基金の設立事業所に使用される被保険者（第四種被保険者を除く）は、当該基金の加入員とする。

(資格取得の時期)

第百二十三条 加入員は、次の各号の一に該当するに至つた日に、加入員の資格を取得する。

- 一 設立事業所に使用されるに至つたとき。
- 二 その使用される事業所が、設立事業所となつたとき。
- 三 設立事業所に使用される者が、第十二条の規定に該当しなくなつたとき。

(資格喪失の時期)

第百二十四条 加入員は、次の各号の一に該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日にさらに前条各号の一に該当するに至つたときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 その設立事業所に使用されなくなつたとき。
- 三 その使用される事業所が、設立事業所でなくなつたとき。
- 四 第十二条の規定に該当するに至つたとき。

(加入員の資格の喪失に関する特例)

第百二十五条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼつて、加入員でなかつたものとみなす。

(同時に二以上の基金の設立事業所に使用される者の取扱ひ)

第百二十六条 同時に二以上の基金の設立事業所に使用される被保険者は、第百二十二条の規定にかかわらず、その者の選択する一の基金以外の基金の加入員としないものとする。

2 前項の選択は、その者が二以上の基金の設立事業所に使用されるに至つた日から起算して十日以内にしなければならない。

3 第一項に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の基金の設立事業所に使用されるに至つた日にさかのぼつて、その選択した一の基金以外の基金の加入員でなかつたものとする。

4 第一項に規定する者が同項の選択をしなかつたときは、その者は、政令で定めるところにより、当該二以上の基金のうちその一の基金を選択したものとみなす。

5 甲基金の加入員が同時に乙基金の設立事業所に使用されるに至つた場合において、第一項の規定により乙基金を選択したときは、その者は、乙基金の加入員となつた日に、甲基金の加入員の資格を喪失する。

6 第一項に規定する者が、同項の規定により選択した基金の加入員

でなくなつたときは、その者は、その日に、当該基金以外の基金の加入員の資格を取得する。

第百二十七条 同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用される被保険者は、第百二十二条の規定にかかわらず、その者の申出により基金の加入員としないものとする。

2 前項の申出は、その者が同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日から起算して十日以内に、当該設立事業所に係る基金にしなければならない。

3 設立事業所以外の事業所に使用される被保険者が同時に設立事業所に使用されることとなつた場合において、第一項の申出をしたときは、同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日にさかのぼつて、当該設立事業所に係る基金の加入員とならなかつたものとする。

4 基金の加入員が同時に設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた場合において、第一項の申出をしたときは、同時に当該基金の設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日に、当該基金の加入員の資格を喪失する。

(設立事業所の事業主の届出)

第百二十八条 設立事業所の事業主は、加入員に関する第十八条第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定につき第二十九条第一項の規定による通知があつたときは、すみやかに、その通

知があつた事項を基金に届け出なければならない。

(標準給与)

第百二十九条 基金は、加入員の給与の月額に基づき、標準給与を定めなければならない。

2 基金は、加入員が当該基金の設立事業所以外の適用事業所(第十条第二項の同意をした事業主の事業所を含む。以下この条において同じ。)に同時に使用される者であるときは、その者が当該基金の設立事業所以外の適用事業所で受ける給与の月額を前項に規定する標準給与の基礎となる給与の月額に算入しなければならない。

3 前二項に規定する給与の範囲及び月額の方法、標準給与の基準並びに標準給与の決定及び改定の方法は、政令で定める。

4 設立事業所の事業主は、加入員の給与の月額に関する事項を基金に届け出なければならない。

5 基金は、標準給与の決定又は改定を行なつたときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

6 設立事業所の事業主は、前項の通知を受けたときは、すみやかに、これを当該通知に係る加入員に通知しなければならない。

7 当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主は、第二項に規定する給与の月額に関する事項を同項の基金に届け出なければならない。

(基金の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結)

第百三十条 基金は、第百六条の目的を達成するため、加入員又は加入員であつた者に対し、年金たる給付(以下「年金給付」という。)の支給を行なうものとする。

2 基金は、政令の定めるところにより、加入員の死亡又は脱退に関し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。

3 基金は、政令の定めるところにより、信託会社(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)又は生命保険会社と、年金給付及び一時金たる給付に関して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

4 信託会社又は生命保険会社は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。

5 基金は、厚生大臣の認可を受け、その業務の一部を信託会社又は生命保険会社に委託することができる。

(年金給付の基準)

第百三十一条 基金が支給する年金給付は、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であつた者が次の各号の一に該当する場合に、その者に行なうものでなければならない。

一 加入員又は加入員であつた者が、老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき、及び加入員の資格を取得した月に

その資格を喪失した者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したときを除く。

二 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者で六十五歳に達した後加入員の資格を取得したものが、被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して三十日を経過したとき。ただし、その者が加入員の資格を取得した月にその資格を喪失したものであるときを除く。

2 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、老齢年金又は通算老齢年金の受給権の消滅理由(第四十六条の六第三号に掲げる理由を除く。)以外の理由によつて、その受給権を消滅させるものであつてはならない。

第百三十二条 基金が支給する年金給付は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与及び加入員であつた期間に基づいてその額が算定されるものでなければならない。

2 基金が支給する年金給付の額は、次の各号に規定する額をこえるものでなければならない。

一 老齢年金の受給権者(次号に掲げる者を除く。)又は通算老齢年金の受給権者に支給する年金給付にあつては、当該老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間(以下この

条において「加入員たる被保険者であつた期間」というの平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数に乗じて得た額

二 老齢年金の受給権者であつて、加入員たる被保険者であつた期間の一部が特例第三種被保険者であつた期間であるものに支給する年金給付にあつては、次の各号に掲げる額を合算した額

イ 当該特例第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に当該特例第三種被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数に乗じて得た額

ロ 当該特例第三種被保険者であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に当該特例第三種被保険者であつた期間以外の加入員たる被保険者期間の月数に乗じて得た額

第百三十三条 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、当該老齢年金又は通算老齢年金がその全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該年金給付の額のうち、前条第二項各号に規定する額（当該老齢年金又は通算老齢年金が第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定により

その額の一部につき支給が停止されているときは、前条第二項各号に規定する額の百分の八十に相当する額）をこえる部分については、この限りでない。

（裁定）

第百三十四条 基金が支給する年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、基金が裁定する。（年金給付の支払期月）

第百三十五条 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付の支払期月については、当該老齢年金又は通算老齢年金の支払期月の例による。ただし、年金給付の額が政令で定める額に満たない場合における支払期月については、政令の定めるところによる。

（準用規定）

第百三十六条 第三十七条、第四十条、第四十一条及び第四十一条第一項の規定は、基金が支給する年金給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項前段の規定は、基金が支給する年金給付について、第四十一条第二項の規定は、死亡を支給理由とする一時金たる給付について準用する。この場合において、第三十七条第一項及び第二項並びに第四十条中「受給権者」とあるのは「支給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、第四十一条第一項中「老齢年金」と、通算老齢年金又は脱退手当金」と

あるのは「基金が支給する年金給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

第六款 費用の負担

（国庫負担）

第百三十七条 国庫は、基金が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

2 前項の規定による国庫の負担は、老齢年金又は通算老齢年金（その全額につき支給を停止されているもの及び第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に基金が支給する年金給付に要する費用について行なうものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 第百三十二条第二項第一号に規定する者に支給する年金給付に要する費用については、同号に規定する額に百分の十五（その者の加入員たる被保険者であつた期間の全部が特例第三種被保険者であつた期間であるときは、百分の二十）を乗じて得た額

二 第百三十二条第二項第二号に規定する者に支給する年金給付に要する費用については、同号に規定する額に百分の二十を乗じて得た額と同号ロに規定する額に百分の十五を乗じて得た額との合算額

3 前項の規定にかかわらず、国庫は、基金の申出により、第一項の規定による国庫の負担を、当該基

金の加入員又は加入員であつた者のうち、老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしており、かつ、老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達している者に当該基金が支給する年金給付に要する費用について行なうものとすることができる。この場合において、その国庫負担の額は、当該加入員又は加入員であつた者に係る第百三十二条第二項各号に規定する額（その者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権者でない場合には、その者が老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達した時に老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したものとした場合における同項各号に規定する額）に、政令で定める率を乗じて得た額とする。

4 前項の政令で定める率は、同項の規定による国庫の負担が、年金数に照らし、第二項の規定による国庫の負担に相当するものとなるように定められるものとする。

（掛金）
第百三十八条 基金は、基金が支給する年金給付及び一時金たる給付に要する事業に要する費用に充てため、掛金を徴収する。

2 掛金は、年金給付の額の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 掛金の額は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与の月額を標準として算定するものとする。

4 第百二十九条第二項に規定する加入員に係る掛金の額は、前項の

規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、標準給与の月額の基礎となる給与の月額に対する当該基金の設立事業所で受ける給与の月額の割合を乗じて得た額とする。

（掛金の負担及び納付義務）

第百三十九条 加入員及び加入員を使用する設立事業所の事業主は、それぞれ掛金の半額を負担する。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、政令で定める範囲内において、規約の定めるところにより、設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額の負担の割合を増加することができる。

3 設立事業所の事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

4 加入員が同一の基金の設立事業所の二以上に同時に使用される場合における各事業主の負担すべき掛金の額及び掛金の納付義務については、政令の定めるところによる。

（徴収金）

第百四十条 基金は、第百二十九条第二項に規定する加入員に係る年金給付の支給に要する費用の一部に充てため、当該加入員につき第百三十八条第三項の規定により算定した額から当該加入員に係る掛金の額を控除した額に相当する金額を徴収する。

2 当該加入員及び第百二十九条第二項に規定する当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十条第二項の同意をした事業

主を含む。は、それぞれ前項の徴収金を負担する。

3 前項の規定により事業主が負担する徴収金の額は、事業主が当該基金の設立事業所の事業主であるとした場合において当該加入員につき掛金として負担すべきこととなる額に相当する額とする。ただし、その額が次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額をこえるときは、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 当該事業主が設立事業所の事業主である場合 当該加入員がその事業主の事業所に設立された基金の加入員であるとした場合においてその者につき掛金として負担すべきこととなる額

二 当該事業主が設立事業所の事業主でない場合 当該加入員が加入員でないとした場合においてその者につき保険料として負担すべきこととなる額からその者につき保険料として負担する額を控除した額に相当する額

4 当該加入員は、第一項の徴収金の額から前項の規定により事業主が負担する額を控除した額を負担する。

5 第一項の徴収金は、当該加入員に係る年金給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間の各月につき、徴収するものとする。

6 当該加入員を使用する事業主は、当該加入員及び自己の負担する徴収金を納付する義務を負う。

7 当該加入員が当該基金の設立事業所以外の事業所の二以上に同時に使用される場合における各事業

主の徴収金の納付義務については、政令の定めるところによる。

(準用規定)

第百四十一条 第八十三条、第八十四条及び第八十五条の規定は、掛金及び前条第一項の規定による徴収金について、第八十六条、第八十七条第一項から第五項まで、第八十八條及び第八十九条の規定は、掛金その他この章の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項及び第八十六条第六項中「厚生大臣」とあるのは「基金」と、第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「掛金又は第百四十条第一項の規定による徴収金の金額」と、第八十七条第一項、第二項及び第四項中「保険料」とあるのは「掛金又は第百四十条第一項の規定による徴収金」と読み替へるほか、掛金については、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、前条第一項の規定による徴収金については、第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十條第二項の同意をした事業主を含む。）」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の事業所に使用される加入員である被保険者」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」と

あるのは「設立事業所以外の事業所」と、それぞれ読み替へるものとする。

2 前項において準用する第八十六条第五項の規定により基金が国税滞納処分例により処分することのできるものは、同項の規定により当該市町村に対して処分を請求したにもかかわらず、当該市町村がその請求を受けた日から起算して三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にその処分を終了しない場合に限るものとする。

3 基金は、前項の規定により国税滞納処分例により処分をしようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第七款 合併及び分割

(合併)

第百四十二条 基金は、合併しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 合併によつて基金を設立するに、各基金がそれぞれ代議員会において役員又は代議員のうちから選任した設立委員が共同して規約をつくり、その他設立に必要な行為をしなければならない。

3 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。

4 基金が合併したときは、合併により消滅した基金の加入員であつた者の当該基金の加入員であつた期間は、合併により設立された基

金又は合併後存続する基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

(分割)

第百四十三条 基金は、分割しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 基金の分割は、設立事業所の一部について行なうことはできない。

3 分割を行なう場合においては、分割により設立される基金の加入員となるべき被保険者又は分割後存続する基金の加入員である被保険者の数は、第百十條第一項の政令で定める数以上でなければならない。

4 分割によつて基金を設立するに、分割により設立される基金の設立事業所となるべき事業所の事業主が規約をつくり、その他設立に必要な行為をしなければならない。

5 分割により設立された基金は、分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の権利義務の一部を承継する。

6 前項の規定により承継する権利義務の限度は、分割の議決とともに議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

7 基金が分割したときは、分割により設立された基金に年金給付の支給に関する義務が承継された者の分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の加入員であつた期間は、当該義務を承継した分割により設立された基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

(設立事業所の増減)

第百四十四条 基金がその設立事業所を増加させ、又は減少させるには、その増加又は減少に係る事業所の事業主の全部及びその事業所に使用される被保険者（第四種被保険者を除く）の二分の一以上の同意を得なければならない。

2 前項の場合において、その増加又は減少に係る事業所が二以上であるときは、同項の被保険者の同意は、各事業所について得なければならない。

3 第六條第二項の規定による認可の申請があつた事業所に係る設立事業所の増加に関する規約の変更の認可の申請を行なう場合にあっては、前二項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

4 第一項の規定により設立事業所を減少させる場合においては、基金の加入員は、設立事業所を減少させた後においても、第百十條第一項の政令で定める数以上でなければならない。

(解散)

第八款 解散及び清算

第百四十五条 基金は、次に掲げる理由により解散する。

- 一 代議員の定数の四分の三以上の多数による代議員会の議決
- 二 基金の事業の継続の不能
- 三 第百七十九条第五項の規定による解散の命令

2 基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(基金の解散による年金給付等の支給に関する義務の消滅)

第百四十六条 基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金給付又は一時金たる給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第百四十七条 基金が第百四十五条第一項第一号又は第二号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 次に掲げる場合には、厚生大臣が清算人を選任する。

- 一 前項の規定により清算人となる者がいないとき。
- 二 基金が第百四十五条第一項第三号の規定により解散したとき。
- 三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

3 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。

4 第百二十一条の規定は、基金の清算人について、民法第七十三条及び第七十八条から第八十条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十八条の規定は、基金の清算について準用する。この場合において、同法第百三十八条第四号中「裁判所」とあるのは、「厚生大臣」と読み替えるものとする。

5 解散した基金の財産の処分の方法その他清算に關し必要な事項は、政令で定める。

第百四十八条 厚生大臣は、解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に關する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実際にその状況を検査させることができる。

2 第百条第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

3 厚生大臣は、第一項の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、その清算事務が法令、規約、若しくは厚生大臣の処分と違反しているとき、その清算事務が著しく適正を欠くと認めるとき、又は清算人がその清算事務を明らかに怠つていと認めるときは、期間を定めて、解散した基金又はその清算人に対し、その清算事務につ

いて違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができ。

4 解散した基金又はその清算人が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る清算人の全部若しくは一部の改任を命じ、又は当該違反に係る清算人を解任することができる。

5 厚生大臣は、前項の規定による処分をするときは、当該清算人に対し弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第二節 厚生年金基金連合会

(設立)

第百四十九条 基金は、第百六十条第一項に規定する中途退却者に係る年金給付の支給を共同して行なうため、厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

2 連合会は、全国を通じて一個とする。

(法人格)

第百五十条 連合会は、法人とする。

2 連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第百五十一条 連合会は、その名称中に厚生年金基金連合会という文字を用いなければならない。

らない。

(設立の認可等)

第百五十二条 連合会を設立しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、五以上の基金が共同して規約をつくり、基金の三分の二以上の同意を得て行なうものとする。

3 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

4 厚生大臣は、基金の行なう事業の健全な発展を図るために必要があるとき、基金に對し、連合会に加入することを命ずることができる。

5 第百四十四条の規定は、連合会について準用する。この場合において、同条中「基金の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主」とあるのは、「連合会の設立の認可の申請をした基金の理事長」と、当該適用事業所の事業主」とあるのは、「当該基金の理事長」と読み替へるものとする。

(規約)

- 一 名称
 - 二 事務所の所在地
 - 三 評議員会に關する事項
 - 四 役員に關する事項
 - 五 会員の資格に關する事項
 - 六 年金給付に關する事項
 - 七 附帯事業に關する事項
 - 八 信託又は保険の契約に關する事項
 - 九 会費に關する事項
 - 十 事業年度その他財務に關する事項
 - 十一 解散及び清算に關する事項
 - 十二 業務の委託に關する事項
 - 十三 公告に關する事項
 - 十四 その他組織及び業務に關する重要事項
- 2 第百五十五条第二項及び第三項の規定は、連合会の規約について準用する。
- (準用規定)
- 第百五十四条 第百六条の規定は、連合会について準用する。
- (評議員会)
- 第百五十五条 連合会に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、評議員をもつて組織する。
 - 3 評議員は、会員である基金の理事長において互選する。
 - 4 評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 評議員会は、理事長が招集する。評議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して評議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に評議員会を招集しなければならない。
 - 6 評議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。
 - 7 前各項に定めるもののほか、評議員会の招集、議事の手続その他評議員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第百五十六条 次に掲げる事項は、

評議員会の議決を経なければならない。

- 一 規約の変更
- 二 毎事業年度の予算
- 三 毎事業年度の事業報告及び決算
- 四 その他規約で定める事項

2 理事長は、評議員会が成立しないとき、又は理事長において評議員会を招集する暇がないと認めるときは、評議員会の議決を経なければならぬ事項で臨時急務を要するものを処分することができ

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の評議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 評議員会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができ

(役員)

第百五十七条 連合会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事及び監事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者のうちから評議員会で選任することを妨げない。

3 理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。

4 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 監事は、理事又は連合会の職員と兼ねることができない。

(役員の職務等)

第百五十八条 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 連合会の業務は、規約に別段の定めのある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、連合会の業務を監査する。

4 連合会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。

5 第百二十一条の規定は、連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。

(連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結)

第百五十九条 連合会は、次条第五項の規定により年金給付の支給に関する義務を承継している中途退

2 連合会は、基金の行なう事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるものを行なうことができる。

3 連合会は、政令の定めるところにより、信託会社又は生命保険会社と、年金給付に關して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

4 第百三十条第四項の規定は、前項の信託又は保険の契約について準用する。

5 連合会は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社又は生命保険会社に委託することができ

(中途退者に係る措置)

第百六十条 基金は、政令の定めるところにより、連合会に申し出て、中途退者(当該基金の加入員の資格を喪失した者(当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する年金給付の受給権を有する者を除く)であつて、政令の定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ)の当該基金の加入員であつた期間に係る年金給付の支給に関する義務を移転することができる。

2 連合会は、前項の規定により義務の移転の申出があつたときは、これを拒絶してはならない。

3 第一項の規定により義務の移転を行なう場合には、基金は、連合会に対し、当該中途退者の加入員であつた期間に係る年金給付の現価に相当する金額(以下「現価相当額」という。)を交付しなければならない。

4 前項の規定により交付すべき現価相当額の計算については、政令で定める。

5 連合会は、第三項の規定により現価相当額の交付を受けたときは、当該年金給付の支給に關する義務を承継するものとする。

6 連合会は、前項の規定により中途退者に係る年金給付の支給に關する義務を承継したときは、その旨を当該中途退者に通知しなければならない。

7 連合会は、中途退者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第百六十一条 連合会が前条第五項の規定により年金給付の支給に關する義務を承継している中途退者が再びもとの基金の加入員となつたときは、当該基金は、当該中途退者に係る当該年金給付の支給に關する義務を承継するものとする。

2 前項の場合においては、当該基金は、連合会に対し、当該中途退者に係る年金給付の現価相当額の交付を請求することができる。

3 前項の現価相当額の計算については、政令で定める。

第百六十二条 第百六十条第一項の規定により中途退者に係る年金給付の支給に關する義務を連合会に移転した基金につき合併又は分割があつた場合において、当該中途退者が当該合併又は分割があつた基金の権利義務を承継する基金の加入員となつたときは、前条第一項中「再びもとの基金」とあるのは、「合併又は分割があつた基金の権利義務を承継する基金」と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者については、第百四十二条第四項ただし書及び

第百四十三条第七項ただし書の規定は、適用しない。

(裁定)

第百六十三条 第百五十九条第一項の年金給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

(準用規定)

第百六十四条 第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第二項前段、第四十条、第四十条の二、第四十一条第一項並びに第百三十五条の規定は、連合会が支給する年金給付について準用する。この場合において、第三十七条第一項及び第二項並びに第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「連合会」と、第四十一条第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「連合会が支給する年金給付」と、それぞれ読み替へるものとする。

(国庫負担)

第百六十五条 国庫は、第百三十七条第二項から第四項までに規定する計算の例により、連合会が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

(解散)

第百六十六条 連合会は、次に掲げる理由により解散する。

一 評議員の定数の四分の三以上の多数による評議員会の議決

二 第百七十九条第五項の規定による解散の命令

2 連合会は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅)

第百六十七條 連合会は、解散したときは、第百六十条第五項の規定により年金給付の支給に関する義務を承継している中途脱退者に係る当該義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金給付でまだ支給していないものは、この限りでない。

(清算)

第百六十八條 連合会が第百六十六條第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 連合会が第百六十六條第一項第二号の規定により解散したときは、厚生大臣が清算人を選任する。

3 第百四十七條第二項(第二号を除く。)から第五項まで及び第百四十八條の規定は、連合会の清算について準用する。

第三節 雑則

(不服申立て)

第百六十九條 標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他この章の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは第百四十一條第一項において準用する第百四十六條の規定による処分に不服があ

る者については、第六章の規定を準用する。この場合において、第九十一條の三中「第九十條第一項又は第九十一條」とあるのは、「第百六十九條において準用する第九十條第一項又は第九十一條」と読み替へるものとする。

(時効)

第百七十條 掛金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 年金給付を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 掛金その他この章の規定による徴収金の納入の告知又は第百四十一條第一項において準用する第百四十六條第一項の規定による督促は、民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)

第百七十一條 この章又はこの章の規定に基づく命令に規定する期間の計算については、この章に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第百七十二條 市町村長は、基金、連合会又は年金給付若しくは一時金たる給付の受給権を有する者に對して、当該市町村の条例の定めるところにより、加入員、加入員

であつた者又は年金給付若しくは一時金たる給付の受給権を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

(書類等の提出)

第百七十三條 基金又は連合会は、必要があると認めるときは、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に対して、廃疾の状態に關する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(準用規定)

第百七十四條 第九十八條第一項の規定は、設立事業所の事業主について、同条第二項の規定は、加入員について、同条第三項の規定は、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者について、同条第四項の規定は、これらの給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十七條」とあるのは「第百二十八條」と、第九十八條第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「基金」と、同項中「事業主」とあるのは「設立事業所の事業主」と、同条第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「基金又は連合会」と、それぞれ読み替へるものとする。

(基金及び連合会の財務)

第百七十五條 基金及び連合会は、事業年度その他その財務に關しては、政令で定めるところによらなければならない。

(契約の締結の届出)

第百七十六條 基金及び連合会は、第百三十條第三項又は第百五十九條第三項の規定により契約を締結したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。契約の条項に変更を生じたときも、同様とする。

したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。契約の条項に変更を生じたときも、同様とする。

(報告書の提出)

第百七十七條 基金及び連合会は、厚生省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第百七十八條 厚生大臣は、基金又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業の状況に關する報告を徴し、又は当該職員をして基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 第百条第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(基金等に対する監督)

第百七十九條 厚生大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生大臣の処分違反しているとき、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠つておりと認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会又はその役員に對し、そ

の事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができ。

2 厚生大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金又は連合会に對し、その規約の変更を命ずることができ。

3 基金若しくは連合会若しくはその役員が第一項の命令に違反したとき、又は基金若しくは連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会に對し、期間を定めて、当該違反に係る役員の一部又は全部の改任を命ずることができ。

4 基金又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができ。

5 基金又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会の解散を命ずることができ。

6 第百四十八條第五項の規定は、前二項の規定による処分について準用する。この場合において、第百四十八條第五項中「当該清算人」とあるのは、「当該基金又は連合会の役員」と読み替へるものとする。

(権限の委任)

第百八十條 この章に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定め

るところにより、都道府県知事に委任することができる。

(実施規定)

第百八十一条 この章に特別の規定があるものを除くほか、この章の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第四節 罰則

第百八十二条 設立事業所の事業主が、正当な理由がなく次各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第百二十九条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百二十九条第六項の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第百二十九条第三項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに掛金を納付しないとき。

2 第百二十九条第二項に規定する設立事業所以外の事業所の事業主が、正当な理由がなく次各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第百二十九条第七項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百四十条第六項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに徴収金を納付しないとき。

第百八十三条 第百七十八條又は第百四十八條第一項(第百六十八條第三項において準用する場合を含む。)

む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の間接に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 第百二十九条第五項の規定に違反して、同項の規定による通知をしなかつた者も、前項と同様とする。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、各本条の罰金刑を科する。

第百八十五条 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした基金又は連合会の役員、代理人若しくは使用人その他の従業者又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 第百十五條第三項(第百五十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百四十八條第三項(第百六十八條第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

三 第百七十七條の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第百七十九條第一項の規定による命令に違反したとき。

五 この章の規定により基金又は連合会が行なうものとされた事業以外の事業を行つたとき。

第百八十六条 基金又は連合会が、次の各号の一に該当する場合に、その役員を一万円以下の過料に処する。

一 第百十六條(第百五十四條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

二 第百六十條第六項の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第百六十條第七項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

四 第百七十六條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百八十七条 次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一 設立事業所の事業主が、第百二十八條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 設立事業所の事業主が、第百七十四條において準用する第九十八條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 加入員が、第百七十四條において準用する第九十八條第二項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

四 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第百七十四條において準用する第九十八條第四項の規定に違反して、届出をしないとき。

第百八十八条 第百九條第二項又は第百五十一條第二項の規定に違反して、厚生年金基金と云ふ名称又は厚生年金基金連合会と云ふ名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則第十條中「第五十九條第一項第二号」を「第五十九條第一項第一号」に改め、「それぞれ同表の中欄のように、第六十五條中「五十五歳」とあるのは、旧法による被保険者であつた者の妻については、」を削り、

同条の表中

五十五歳	五十五歳五十歳
五十六歳	五十六歳五十一歳
五十七歳	五十七歳五十二歳
五十八歳	五十八歳五十三歳
五十九歳	五十九歳五十四歳

に改める。

附則第十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間

間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である被保険者が昭和四十年五月一日以後六十五歳に達したときも、前項と同様とする。

附則第十六條第二項に後段として次のように加える。

第五十九條の二に定める事項についても、同様とする。

附則第二十二條第一項中「第四種被保険者以外の」を削る。

附則第二十八條の次に次の一条を加える。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する特例老齢年金の支給)

第二十八條の二 被保険者期間が一年以上である者で老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないものが、次の各号の一に該当した場合において、その者が通算老齢年金の受給権を取得しないときは、その者に特例老齢年金を支給する。

一 次のいずれかに該当する者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

イ 被保険者期間と旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間

間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である被保険者が昭和四十年五月一日以後六十五歳に達したときも、前項と同様とする。

間であつて政令で定める期間（以下旧共済組合員期間）といふ。）とを合算した期間が二十年以上であること。

ロ 被保険者期間と船員保険の被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間及び旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であること。

二 六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして前号ロに該当するに至つたとき。

三 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後に同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

2 前項の特例老齢年金の額は、通算老齢年金の額の計算の例により計算した額とする。

3 通算年金通則法第十条及び第十一条の規定は、第一項の特例老齢年金の支払期月及び支給について準用する。

4 第一項の特例老齢年金は、この法律（第四十六條の二から第四十六條の四まで及び第四十六條の六を除く。）の規定並びに通算年金通則法第四條第二項及び第五條の規定の適用については、この法律による通算老齢年金とみなす。

5 第一項の特例老齢年金の受給権は、受給権者が第四十六條の六第

一号から第三号までの規定に該当したとき、又は通算老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年五月一日から施行する。ただし、第三十八條の改正規定、第三十九條の改正規定、第四十條の次に一條を加える改正規定、第五十九條の次に一條を加える改正規定、第六十三條第一項第三号の改正規定、第七十三條の改正規定、第七十三條の次に一條を加える改正規定、第七十四條の改正規定、第九十二條の改正規定及び厚生年金保険法附則第十六條第二項の改正規定並びに附則第二條、第四條、第十三條、第十八條、第二十四條及び第三十四條の規定並びに附則第三十七條中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第二十四條の改正規定、同法第六十三條の改正規定及び同法第六十三條の七の改正規定は、公布の日から施行する。

（減額老齢年金制度）

第二条 老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなつた場合における減額老齢年金制度については、すみやかに検討を加えられたりえ、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとする。

（標準報酬に関する経過措置）

第三条 昭和四十年五月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年四月の標準報酬月額が三千円、四千元、五千円若しくは六千元である者又は三万六千円である者（報酬月額が三万七千五百円未満である者を除く。）の同年五月から同年九月までの標準報酬については、その者が同年五月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の厚生年金保険法第二十條の規定を適用する。この場合において、その者が健康保険の被保険者であるときは、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、その者の同年五月における健康保険法（大正十一年法律第七十号）による標準報酬の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

（不正利得の徴収に関する経過措置）

第四条 この法律による改正後の厚生年金保険法第四十條の二の規定は、この法律の公布の日以後の偽りその他不正の手段による支給に係る保険給付の受給額に相当する金額の徴収について適用する。

（老齢年金の支給の特例）

第五条 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法第四十二條第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者であつて、六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法同条同項の規定にかかわらず、同項の老齢年金を支給する。

（通算老齢年金の支給の特例）

第六条 昭和四十年五月一日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間のいづれをも満たしていない被保険者であつて、同法第四十六條の三第一号イからニまでのいずれかに該当している六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法第四十六條の三の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。

（特例老齢年金の支給に関する経過措置）

第七条 昭和四十年五月一日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、次の各号の一に該当する場合において、その者が、通算老齢年金の受給権を有しないときは、その者にこの法律による改正後の同法附則第二十八條の二第一項の特例老齢年金を支給する。

（この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者でない者が、六十歳以上であるとき）

一 この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者でない者が、六十歳以上であるとき、この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二

（従前の保険給付の額の特例）

第八條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の同法同章の規定により計算した額とする。

（旧法による保険給付の額の特例）

第九條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する

2 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十條第二項若しくは第四項の規定によりその年金の額が計算された障害年金を受ける権利を有する者又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第七号）附則第四條第五項若しくは第六項の規定によりその年金の額（加給年金額を除く。）が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金の額について、前項と同様とする。

3 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十一條又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第七号）附則第四條第七項の規定によりその基本年金額が計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金の基本年金額についても、第一項と同様とする。

従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を八万四千円とし、その他の者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を六万七千二百円とする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受ける権利を有する者について、その廃疾の程度を診査し、年金の額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）が八万四千円である者の廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定めの一級に該当しないと認めるとき、又は年金の額が六万七千二百円である者の廃疾の程度が同法別表第一に定める一級に該当すると認めるときは、その者の当該年金の額を六万七千二百円又は八万四千円に改定することができる。

3 年金の額が六万七千二百円である者は、社会保険庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

4 厚生年金保険法第五十二条第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。

第十条 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六

条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を六万円とする。

2 前項の規定は、昭和四十年五月一日以後において厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

（保険給付の支給に関する経過措置）
第十一条 前三条に規定する保険給付のうち昭和四十年四月以前の月に係る分及び障害手当金であつて、同年五月一日においてまだ支給してないものについては、なお従前の例による。

第十二条 昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者の当該傷病については、この法律による改正後の厚生年金保険法第四十七条及び第五十五条の規定は、適用しない。

2 被保険者であつた者が、昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により同日以後に死亡したときは、その者の遺族については、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十八条の規定は、適用しない。ただし、その死亡した者が同条第一号又は第四号に該当する場合に、この限りでない。

（死亡の推定に関する経過措置）
第十三条 この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九条の二の規定は、この法律の公布前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際に乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の公布の際まだその生死がわからず、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなつたこの法律の公布の際まだその死亡の時期がわからず被保険者又は被保険者であつた者について、適用する。

（支給停止に関する経過措置）
第十四条 昭和四十年五月一日において現にこの法律による改正前の厚生年金保険法第六十五条の規定によりその支給が停止されている遺族年金は、同法第三十六条第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

（旧法による寡婦年金の例により支給する保険給付に関する経過措置）
第十五条 厚生年金保険法附則第十六条第一項後段の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利の取得については、昭和四十年五月一日以後においては、同項の規定によりその例によるもの

とされている旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九条第一項（妻に関する部分に限る。）の規定の例による。

2 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利の消滅については、昭和四十年五月一日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三条第一項の規定の例による。

（保険料に関する経過措置）
第十六条 昭和四十年四月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

第十七条 昭和四十五年五月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の五（同項第二号に規定する者については、千分の四）を加えた率とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料率に、厚生年金保険法第八十一条第四項の規定により昭和四十五年四月三十日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

（名称の使用制限に関する経過措置）
第十九条 昭和四十年五月一日において現に厚生年金基金又は厚生年金基金連合会という名称を使用している者については、この法律による改正後の厚生年金保険法第九十九条第二項及び第五十一条第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

（基金の認可の申請の手續に関する経過措置）
第二十条 事業主は、昭和四十年五月一日前においても、規約の作成、設立の認可の申請その他厚生年金基金の設立に必要な準備行為をすることができ。

（印紙税法の一部改正）
第二十一条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条ノ十の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ十一 厚生年金基金又は厚生年金基金連合会ノ厚生年金保険法第九十九条ニ掲グル給付ニ関スル証書、帳簿
（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）
第二十二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二

年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レの次に次のように加える。

ソ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)

(厚生省設置法の一部改正)

第二十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号中第六十二号の四を第六十二号の五とし、第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二を第六十二号の三とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 厚生年金基金及び

厚生年金基金連合会の設立又は規約の変更を認可し、これらに對しその事業の状況に關する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十四条の二中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会を指導監督すること。

第三十六条の四中「第六十二号の三」を「第六十二号の四」に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第二十四条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第九十条」の下に「(同法第六十九條において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第三条第二号中「健康保険組合がした処分」を「健康保険組合又は厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会(以下「健康保険組合等」という。がした処分」に、「健康保険組合の事務所」を「健康保険組合等の事務所」に改める。

第四条第一項中、「保険給付」を「若しくは保険給付、標準給付、年金給付若しくは一時金たる給付」に改め、同条第二項中「又は標準報酬」を「若しくは標準報酬又は標準給付」に改める。

第五条第二項中「健康保険組合」を「健康保険組合等」に改める。

第九条第一項中「国民年金事業の管掌者」を「厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会又は国民年金事業の管掌者」に改める。

第十条第五項中「前条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十九条中「厚生年金保険法第九十一条」の下に「(同法第六十九條において準用する場合を含む。第三十二條第二項において同じ。)」を加える。

第三十条第一項中「厚生年金保険」の下に「(厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の行なう事業を含む。)」を、「被保険者」の下に「(厚生年金基金の加入員を含む。第三十九條第二項において同じ。)」を加える。

第三十二條第五項中「厚生年金保険法第八十六條第五項」の下に「(同法第四十一條第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二十五条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第四項及び第六十一条の二第三項中「百円」を「二百五十円」に、「千分の六」を「千分の十」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四條第四項又は第六十一条の二第三項の規定は、昭和四十年五月一日以後の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の額の計算について適用し、同日以前の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の額の計算については、なお従前の例による。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二十七条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第四十六條第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

別表第二の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「二九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十六條第二項ただし書、第三十七條の二第三項、第四十六條第二項及び第三項第二号並びに別表第二の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十九條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十六條第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第七十九條の二第三項第一号中「二万四千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第五、五二〇円を八四、〇〇〇円に、「二九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六條第二項ただし書(同法附則第十三條の二第三項において準用する場合を含む。)、第七十九條の二第三項、第八十八條第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部改正)

第三十一條 国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第三十二條の二中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

第三十三條中「三万五千五百二十円」を「六万七千二百円」に、「該当するもの(以下この条において「扶養遺族」という。が七人以上あるときは、三万五千五百円に扶養遺族に改める。

第四十五條の三第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 前条の規定による改正

後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三条第二項(同法第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。)、第三十二条の二(同法第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第四十七条の二において準用する場合を含む。)、第三十三条(同法第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。)、第三十三号(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

(通算年金通則法の一部改正)

第三十三条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二号中「昭和二十九年法律第十五号」を「(昭和二十九年法律第十五号)」(第九章を除く。に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八

十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

附則第三十九条第一項第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同項第三号を削る。

附則第四十四条第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第三十五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「二万四千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第九十三条第二項及び第三項第二号中「二千一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

別表第四の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十八条第二項ただし書(同法第二百条第三項、第二百二条及び附則第二十条第三項において準用する

場合を含む。)、第八十二条第三項(同法第二百二条において準用する場合を含む。)、第九十三条第二項及び第三項(同法第二百二条において準用する場合を含む。))並びに別表第四(同法第二百二条において準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

場合を含む。)、第八十二条第三項(同法第二百二条において準用する場合を含む。)、第九十三条第二項及び第三項(同法第二百二条において準用する場合を含む。))並びに別表第四(同法第二百二条において準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三十七条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第二十四条の表の下欄中「三年以内」に退職する男子又は同日から五年以内」に退職する女子」を「五年以内」に退職する男子又は同日から十九年十月三十一日までに退職する男子又は昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子」を「昭和四十一年十月三十一日までに退職する者」に改める。

第四十一条中「三万五千五百円」を「六万七千二百円」に、「があるときは、そのを」(以下この条において「扶養遺族」という。が七人以上あるときは、三万五千五百円に扶養遺族」に改める。

第四十二条中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

第六十三条第七項第二号中「昭和三十九年」を「昭和四十一年」に、「男子」を「者」に改め、同項第三号を削る。

第四百三十三条の四第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第四百三十三条の七中「第三号」を「第二号」に、「昭和三十九年」を「昭和四十一年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

第四百三十三条の十五中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条第二項(同法第五十五条第一項において準用する場合並びに第七十条、第九十二条及び第九十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、第四十一条(同法第五十五条第一項、第八十一条、第三十二条第二項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四百三十三条の四第二項(同法第四百三十三条の十八において準用する場合を含む。))及び第四百三十三条の十五(同法第四百三十三条の十八において準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用

し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律附則第六条第一項ただし書(同法附則第二十条において準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

第三十八条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条第二項(同法第五十五条第一項において準用する場合並びに第七十条、第九十二条及び第九十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、第四十一条(同法第五十五条第一項、第八十一条、第三十二条第二項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四百三十三条の四第二項(同法第四百三十三条の十八において準用する場合を含む。))及び第四百三十三条の十五(同法第四百三十三条の十八において準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用

し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条第二項(同法第五十五条第一項において準用する場合並びに第七十条、第九十二条及び第九十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、第四十一条(同法第五十五条第一項、第八十一条、第三十二条第二項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四百三十三条の四第二項(同法第四百三十三条の十八において準用する場合を含む。))及び第四百三十三条の十五(同法第四百三十三条の十八において準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用

し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条第二項(同法第五十五条第一項において準用する場合並びに第七十条、第九十二条及び第九十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、第四十一条(同法第五十五条第一項、第八十一条、第三十二条第二項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四百三十三条の四第二項(同法第四百三十三条の十八において準用する場合を含む。))及び第四百三十三条の十五(同法第四百三十三条の十八において準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用

し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

理由

最近における国民生活水準の著しい向上と人口構造の老齢化傾向にかんがみ、厚生年金保険の給付内容を大幅に改善し、被保険者の老齢保障の充実強化を図り、あわせて厚生年金保険の被保険者を加入員とする厚生年金基金を設けるとともに、その支給する年金給付と老齢年金及び通算老齢年金との間に適切な調整措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船員保険法の一部を改正する法律
案
船員保険法の一部を改正する法律
船員保険法(昭和十四年法律第七

十三号)の一部を次のように改正す
る。
目次中「第三十八条」を「第三十八
条ノ二」に、「第三十九条ノ五」を「第
三十九条ノ六」に、「第五十条ノ八」

を「第五十条ノ十」に、「第六十二条
ノ三」を「第六十二条ノ四」に改め
る。
第二条ノ二を第二条ノ三とし、第
二条の次に次の一条を加える。

第二条ノ二 本法ニ依ル年金タル保
険給付ノ額ハ国民ノ生活水準其ノ
他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタ
ル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ニ

應ズル為ノ調整ガ加ヘラルベキモ
ノトス
第四条第一項の表を次のように改
める。

標 準 報 酬	日 額	報 酬 月 額
等 級	月 額	日 額
第一級	九、〇〇〇円	三〇〇円
第二級	一〇、〇〇〇円	三三〇円
第三級	一二、〇〇〇円	四〇〇円
第四級	一四、〇〇〇円	四七〇円
第五級	一六、〇〇〇円	五三〇円
第六級	一八、〇〇〇円	六〇〇円
第七級	二〇、〇〇〇円	六七〇円
第八級	二二、〇〇〇円	七三〇円
第九級	二四、〇〇〇円	八〇〇円
第一〇級	二六、〇〇〇円	八七〇円
第一一級	二八、〇〇〇円	九三〇円
第一二級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円

第一三級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上三四、五〇〇円未満
第一四級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上三七、五〇〇円未満
第一五級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上四〇、五〇〇円未満
第一六級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上四三、五〇〇円未満
第一七級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上四六、五〇〇円未満
第一八級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上五〇、〇〇〇円未満
第一九級	五一、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上五四、〇〇〇円未満
第二〇級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上五八、〇〇〇円未満
第二一級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上六二、〇〇〇円未満
第二二級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上六六、〇〇〇円未満
第二三級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上七〇、〇〇〇円未満
第二四級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上七四、〇〇〇円未満
第二五級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上

第五條第一項中、「障害手当金」を
削る。

第十二條第一項及び第三項中「第
六十二條ノ三」を「第六十二條ノ四」
に改める。

第十二條ノ二第一項中「第六十二
條ノ三」を「第六十二條ノ四」に改め
る。

第二十條第四項中「老齢」の下に
「廃疾」を加え、「第五十條第四号
乃至第六号ニ該当シタルニ因リ支給
スベキ遺族年金及」を削る。

第二十三條第二項第三号本文中
「又ハ四十歳未満ノ妻」を削り、同号
ただし書を削り、同条第四項中「子ト
看做ス」第二項第三号但書ノ規定ノ
適用ニ付テハ妻ハ其ノ日ヨリ被保険
者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時
其ノ子ト生計ヲ同ジクシタルモノト
看做ス」を「子ト看做ス」に改める。

第二十三條ノ三中「第四十二條」を
「第四十二條ノ二」に、「第五十條ノ
六」を「第五十條ノ八」に改める。

第二十四條ノ二の次に次の一条を
加える。

第二十四條ノ三 乙年金ヲ受クル權
利ヲ有スル者ガ甲年金ヲ受クル權
利ヲ受クルニ至リタルニ因リ乙年
金ヲ受クル權利ガ消滅シ又ハ同一
人ニ對シ乙年金ノ支給ヲ停止シ甲
年金ヲ支給スベキ場合ニ於テ乙年
金ヲ受クル權利ガ消滅シ又ハ乙年
金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジ
タル月ノ翌月以後ノ分トシテ乙年
金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払

ハレタル乙年金ハ甲年金ノ内払ト
看做ス

年金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生
ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止ス
ベキ期間ノ分トシテ年金ガ支払ハ
レタルトキハ其ノ支払ハレタル年
金ハ其ノ後ニ支払フベキ年金ノ内
払ト看做スコトヲ得年金ヲ減額シ
テ改定スベキ事由ガ生ジタルニ拘
ラズ其ノ事由ガ生ジタル月ノ翌月
以後ノ分トシテ減額セザル額ノ年
金ガ支払ハレタル場合ニ於ケル其

ノ年金ノ其ノ減額スベカリシ部分
ニ付亦同ジ

第二十六條中「及通算老齡年金」を
「通算老齡年金及脱退手当金」に改
める。

第二十七條中「又ハ通算老齡年金」
を「通算老齡年金又ハ脱退手当金」
に改める。

第三十一條第一項中「其ノ給付開
始後」を「其ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ
起算シ」に改め、同条第二項中「支

給開始後」を「支給ヲ受ケタル日ヨリ起算シ」に改める。

第三十四条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に、「第一号乃至第六号」を「第一級又ハ二級」に改め、同条第三項中「第四十条第二項」を「第四十条第三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項各号ノ一ニ該当スル被保険者ガ六十五歳ニ達シタルトキ又ハ被保険者ガ六十五歳ニ達シタル後同項各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ老齡年金ヲ支給ス

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 老齡年金ノ額ハ左ノ各号ニ掲グル額ヲ合算シタル金額トス

一 六万円(十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一月ヲ増ス毎ニ其ノ一月ニ対シ四千四百二十ニテ除シテ得タル額ヲ加ヘタル額トシ其ノ加フベキ額ガ三万円ヲ超ユルトキハ基ノ加フベキ額ハ三万円トス)

二 平均標準報酬月額ノ七十五分ノ一ニ相当スル額ニ被保険者タリシ期間ノ月数ヲ乗ジテ得タル額

第三十七條中「為リタルトキ」の下に「(六十五歳ニ達シタル後被保険者ト為リタルトキヲ除ク)」を加える。

老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ被保険者タル間其ノ額(第三十六條ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額)ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第三章第五節第一款中第三十八條の次に次の一項を加える。

第三十八條ノ二 老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者ト為ルコトナクシテ三十日ヲ経過シタルトキハ前後ノ被保険者タリシ期間ヲ合算シテ老齡年金ノ額ヲ改定ス

第三十九條ノ二に次の一号を加える。

三 第一号イ乃至ニノ何レカニ該当スル被保険者ガ六十五歳ニ達シタルトキ又ハ被保険者ガ六十五歳ニ達シタル後同号イ乃至ニノ何レカニ該当スルニ至リタルトキ

第三十九條ノ四を次のように改める。

第三十九條ノ四 通算老齡年金ノ支給ヲ受クル者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ通算老齡年金ヲ受クル權利ヲ失フ

一 死亡シタルトキ

二 被保険者ト為リタルトキ但シ六十五歳ニ達シタル後被保険者ト為リタルトキヲ除ク

三 老齡年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキ

第三十九條ノ五第三項中「第一項」を「第二項」に改め、「通算老齡年金ハ」の下に「第二十四條ノ三第二項前段ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同条に第一項として次の一項を加える。

通算老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ被保険者タル間其ノ額ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第三章第五節第二款中第三十九條ノ五の次に次の一項を加える。

第三十九條ノ六 第三十八條ノ二ノ規定ハ通算老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項中「被保険者ノ資格喪失前」を「被保険者タリシ間」に改め、「療養ノ給付ヲ受ケタル日」の下に「(療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ医師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル日)」を加え、「其ノ者ノ死亡」ニ至ル迄障害年金ヲ支給シ別表第五ニ定ムル程度ノ廃疾ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給ス」を「障害年金ヲ支給ス」に改め、同項の次に次の一項を加える。

被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ治療シタル場合職務外ノ事由ニ因ルモノナルトキハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日(療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ医師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル日)ヨリ起算シ三年以内ニ治療シタル場合ニ於テ別表第五ニ定ムル程度ノ廃疾ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給ス

第四十一条第一項第一号中「乗ジテ得タル金額」の下に「(十五年以上

被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬月額ノ六日分ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス)」を加え、同項第二号中「平均標準報酬月額ノ四分分ニ相当スル金額」を「第三十五條ノ例ニ依リ計算シタル額(被保険者タリシ期間ノ月数ガ百八十二ニ滿タザルトキハ百八十ニ滿タザル額トス)」ニ廢疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ二ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル金額(其ノ額ガ六万円ニ滿タザルトキハ六万円)に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条に次の二項を加える。

前項ノ規定ハ職務外ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更に職務外ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受クベキ程度ノ廢疾ト為リタル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ前後ノ廢疾ノ状態ヲ合算シタル廢疾ノ程度ニ応ジ支給スベキ障害年金ノ額ハ其ノ額ガ従前ノ障害年金ノ額ヨリ少キトキハ従前ノ障害年金ノ額ヲ以テ其ノ障害年金ノ額トス

第四十一条ノ二第一項中「第一号乃至第六号」を「一級又ハ二級」に改める。

第四十一条ノ三第二号中「平均標準報酬月額ノ十分分ニ相当スル金額」を「第三十五條ノ例ニ依リ計算シタル額(被保険者タリシ期間ノ月数ガ百八十二ニ滿タザルトキハ百八十ニ滿タザル額トス)」ノ百分ノ百五十二ニ相当スル金額」に改める。

第四十二条ノ二を削り、第四十二条を第四十二條ノ二とし、第四十二条ノ三の次に次の一項を加える。

第四十二条 職務上ノ事由ニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ障害年金ヲ受クル程度ノ廢疾ノ状態ニ該當セザルニ至リタル際ハ別表第五上欄ニ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ル場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ總額ガ障害年金ノ六分分ニ相当スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額(其ノ額其ノ廢疾ノ程度ニ應ズル職務上ノ事由ニ因ル障害手当金ノ額ニ相当スル金額ヲ超ユルトキハ其ノ障害手当金ノ額ニ相当スル金額)ヲ一時金トシテ支給スルコトヲ得

障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒ前項ノ規定ニ依リ一時金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ年金ヲ受クル權利ヲ失ヒタル月ノ翌月以後ノ分トシテ其ノ年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル年金ハ其ノ一時金ノ内私ト看做ス

第四十三条第二項中「第四十四条」の下に「若ハ第四十四条ノ三」を加え、「障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキ」を「障害年金ノ支給ヲ受クル權利ヲ失ヒ若ハ其ノ支給ヲ停止セラレタルトキ」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ障害年金ヲ受クル程度ノ廢疾ノ状態ニ該當セザルニ至リタルトキハ其ノ障害年金ヲ受クル權利ヲ失フ

第四十四条の次に次の二条を加える。

第四十四条ノ二 第二十条ノ規定ニ依リ被保険者ニシテ同時ニ法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ノ組

合員タルモノ（以下共済被保険者ト称ス）ガ其ノ共済被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又は負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル疾病ニ付第四十条第一項ノ規定ニ依リ疾病ノ程度ヲ定ムベキ場合ニ於テ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付当該共済組合ガ支給スル療養年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スルトキハ同条ノ規定ニ拘ラズ其ノ疾病ニ付テハ障害年金ヲ支給セズ

共済被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル疾病ニ係ル障害年金ヲ受クル權利ハ其ノ者ガ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付当該共済組合ガ支給スル療養年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキハ消滅ス

第四十一条第三項ノ規定ニ依リ共済被保険者以外ノ被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル疾病ノ状態ト共済被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル疾病ノ状態ト合シタル療養ノ程度ニ因リ支給スル障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ当該共済組合ガ支給スル療養年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ障害年金ノ額ヲ当該共済被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル疾病ノ状態ト合セザル療養ノ状態ニ付支給スベキ額ニ改定ス

第四十四条ノ三 第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル

疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ療養ト為リタルニ依ル障害年金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第十三条（他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）以下之ニ同ジ、公立学校ノ学校医、学校歯科医及び学校薬剤師ノ公務災害補償に關する法律（昭和三十三年法律百三十三号）第三条第三号若ハ労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条ノ規定ニ依ル障害補償又ハ労働者災害補償法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第三号ノ規定ニ依ル障害補償費ノ支給ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキハ六年間其ノ支給ヲ停止ス

前項ノ規定ニ依リ其ノ支給ヲ停止セラレタル障害年金ノ支給ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ更ニ職務外ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受クベキ程度ノ療養ト為リタル場合ニハ第四十一条第三項ノ規定適用ハ之ヲ適用セザルモノトシ其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ前後ノ療養ノ状態ト合シタルモノニ依リ其ノ程度ヲ査定ス職務外ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ前項ノ規定ニ依リ其ノ支給ヲ停止セラレベキ障害年金ヲ受クベキ程度ノ療養ト為リタル場合ニ於テ亦同ジ

第四十五条に次の一項を加える。
第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル療養ニ付第四十条第二項ノ規定ニ依リ

療養ノ程度ヲ定ムベキ場合ニ於テ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付国家公務員災害補償法第十三条、公立学校ノ学校医、学校歯科医及び学校薬剤師ノ公務災害補償に關する法律第三条第三号若ハ労働基準法第七十七条ノ規定ニ依ル障害補償又ハ労働者災害補償法第十二条第一項第三号ノ規定ニ依ル障害補償費ノ支給ヲ受クル權利ヲ有スルトキハ第四十条第二項ノ規定ニ拘ラズ其ノ療養ニ付テハ障害手当金ヲ支給セズ

第四十五条ノ三第一項及び第二項中「職務上ノ事由ニ因ル」を削る。
第四十六条第一項第二号及び第四十八条中「及障害手当金」を「障害手当金及第四十二条ノ規定ニ依ル一時金」に改める。

第五十条第五号中「被保険者ノ資格喪失前」を「被保険者ノ資格喪失後被保険者タリシ間」に改め、「療養ノ給付ヲ受ケタル日」の下に「療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日」を加え、同条第六号中「第一号乃至第六号」を「一級又ハ二級」に改める。

第五十条ノ二第一項第一号中「其ノ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ支給ヲ受ケ又ハ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ療養年金ノ額」を「第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル額（被保険者タリシ期間ノ月数ガ百八十二満タザルトキハ百八十シテ計算シタル額トス）」に改め、同条第二項中

「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
前項第一号又ハ第四号ノ遺族年金ノ額ハ其ノ額六万円ニ滿タザルトキハ之ヲ六万円トス
第五十条ノ四第一項第三号中「直系姻族」を「直系血族及直系姻族」に改め、同条第二項を削る。
第五十条ノ五第一項を削る。
第三章第九節中第五十条ノ八を第五十条ノ十とし、第五十条ノ七を第五十条ノ九とし、第五十条ノ六を第五十条ノ八とし、第五十条ノ五の次に次の二条を加える。
第五十条ノ六 左ニ掲グル遺族年金ハ同一ノ事由ニ因リ法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ガ支給スル遺族年金ヲ受クベキ者在ルトキハ之ヲ支給セズ
一 第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ガ同条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ第五十条第四号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金
二 被保険者タリシ者ガ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ第五十条第五号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金
三 第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル療養ニ付障害年金ノ支給ヲ受クル者（第四十一条第三項ノ

規定ノ適用ヲ受ケタル者ニシテ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル療養ヲ合セザルモ職務外ノ事由ニ因ル療養ノ状態ガ別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ニ該当シタルモノヲ除ク）ガ死亡シタル場合ニ於テ第五十条第六号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金
第五十条ノ七 前条各号ニ掲グル遺族年金ハ同一ノ事由ニ因リ国家公務員災害補償法第十五条（他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、公立学校ノ学校医、学校歯科医及び学校薬剤師ノ公務災害補償に關する法律第三条第四号若ハ労働基準法第七十九条ノ規定ニ依ル遺族補償又ハ労働者災害補償法第十二条第一項第四号ノ規定ニ依ル遺族補償費ノ支給ヲ受クベキ者在ルトキハ六年間其ノ支給ヲ停止ス

第五十一条第一項中「自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ又ハ」を削り、「障害手当金、遺族年金若ハ葬祭料ノ支給ヲ為サズ」を「若ハ障害手当金ノ支給ヲ為サズ又当該事故ニ付テハ第三十四条第三項ノ規定ハ之ヲ適用セズ」に改め、同条第二項中「第四十二条ノ規定」を「第五十条ノ八」に改める。
第五十二条中「被保険者タリシ者ガ」の下に「自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ若ハ重大ナル過失ニ因リ、」を

規定ノ適用ヲ受ケタル者ニシテ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル療養ヲ合セザルモ職務外ノ事由ニ因ル療養ノ状態ガ別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ニ該当シタルモノヲ除ク）ガ死亡シタル場合ニ於テ第五十条第六号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金
第五十条ノ七 前条各号ニ掲グル遺族年金ハ同一ノ事由ニ因リ国家公務員災害補償法第十五条（他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、公立学校ノ学校医、学校歯科医及び学校薬剤師ノ公務災害補償に關する法律第三条第四号若ハ労働基準法第七十九条ノ規定ニ依ル遺族補償又ハ労働者災害補償法第十二条第一項第四号ノ規定ニ依ル遺族補償費ノ支給ヲ受クベキ者在ルトキハ六年間其ノ支給ヲ停止ス

第五十一条第一項中「自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ又ハ」を削り、「障害手当金、遺族年金若ハ葬祭料ノ支給ヲ為サズ」を「若ハ障害手当金ノ支給ヲ為サズ又当該事故ニ付テハ第三十四条第三項ノ規定ハ之ヲ適用セズ」に改め、同条第二項中「第四十二条ノ規定」を「第五十条ノ八」に改める。
第五十二条中「被保険者タリシ者ガ」の下に「自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ若ハ重大ナル過失ニ因リ、」を

加え、「若ハ障害手当金」を「障害手当金、遺族年金若ハ葬祭料」に改める。

第五十三条第一項ただし書を次のように改める。

但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及同項第六号ニ掲グル療養ノ給付（船員法第四十七条ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除ク

第五十八条第一項中「配偶者分給費」の下に、「第三十八条第一項ノ規

定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齢年金、第三十九条ノ五第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算老齢年金を加へ、同条第三項中「療養ノ給付開始後」を「療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シ」に改める。

第五十九条第五項中「前項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間保険料率ハ」を「保険料率ハ当分ノ間に、千分ノ百六十九を千分ノ百九十九に、千分ノ百五十八を千分ノ百八十八に、千分ノ四十二を千分ノ七十二に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ保険料率ハ其ノ率ガ第四項ノ基準ニ適合スルニ至ルマデノ間段階的ニ引上ゲラルベキモノトス

第六十条第一項中「百六十九分ノ五二・五」を「百九十九分ノ六十七・五」に、「百六十九分ノ百六十五」を「百九十九分ノ百三十一・五」に、「百五十八分ノ四十七」を「百八十八分ノ六十二」に、「百五十八分ノ百一」を「百八十八分ノ百二十六」に改める。

第四章中第六十二条ノ三を第六十二条ノ四とし、第六十二条ノ二の次

に次の一条を加える。

第六十二条ノ三 第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ハ将来ノ一定期間ノ保険料ヲ前納スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ前納スベキ額ハ其ノ期間ノ各月ノ保険料ノ額ヨリ政令ヲ以テ定ムル額ヲ控除シタル額トス

第一項ノ規定ニ依リ前納セラレタル保険料ニ付テハ前納ニ係ル期間ノ各月ノ初日ガ到来シタルトキニ夫々ノ月ノ保険料ガ納付セラレタルモノト看做ス

前二項ニ定ムルモノノ外保険料ノ

前納ノ手続、前納セラレタル保険料ノ還付其ノ他保険料ノ前納ニ付必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一ノ二

障害ノ程度	率
一級	一・二五
二級	一・〇〇
三級	〇・七五

別表第四職務外の事由による障害の欄を次のように改める。

職務外ノ事由ニ因ル障害ノ程度	障害ノ番号	障害ノ状態
一	一	両眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ
二	二	両上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
三	三	両下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
四	四	両上肢ノ腕関節以上ニテ失ヒタルモノ
五	五	両下肢ノ足関節以上ニテ失ヒタルモノ
六	六	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能ニ労働スルコトヲ不能ナラシメ且常時ノ介護ヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ
七	七	精神ニ労働スルコトヲ不能ナラシメ且常時ノ監視又ハ介護ヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ
八	八	傷病（疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ治療セズ身体ノ機能又ハ精神ニ労働スルコトヲ不能ナラシメ且長期ニ亘ル高度ノ安静ト常時ノ監視又ハ介護ヲ必要トスル程度ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ
一	一	両眼ノ視力〇・〇四以下ニ減ジタルモノ
二	二	一眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ
三	三	両耳ノ聴力耳鼓ニ接スルモ大声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ
四	四	咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ

級	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	
脊柱ノ機能ニ高度ノ障害ヲ残スモノ	一上肢ヲ腕関節以上ニテ失ヒタルモノ	一下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ	一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	十指ノ用ヲ廢シタルモノ	両足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ	十趾ヲ失ヒタルモノ	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能ニ労働ガ高度ノ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ高度ノ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ	精神ニ労働スルコトヲ不能ナラシムル程度ノ障害ヲ残スモノ	傷病ガ治癒セズ身体ノ機能又ハ精神ニ労働ガ高度ノ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ高度ノ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ	両眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	両耳ノ聴力四十デシ以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ	脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ	一上肢ノ三大関節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ	一下肢ノ三大関節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ

- 七 長管状骨ニ仮関節ヲ残シ運動機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ
八 一手ノ指指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ指指若ハ示指ヲ併セ一手ノ三指以上ヲ失ヒタルモノ
九 指指及示指ヲ併セ一手ノ四指ノ用ヲ廢シタルモノ
一〇 一足ヲリスフラン「関節以上ニテ失ヒタルモノ
一一 十趾ノ用ヲ廢シタルモノ
一二 前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能ニ労働ガ著シキ制限ヲ受ク

- 級
一三 ルカ又ハ労働ニ著シキ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ
一四 精神又ハ神経系統ニ労働ガ著シキ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ著シキ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ
傷病ガ治療セズ身体ノ機能又ハ精神若ハ神経系統ニ労働ガ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

別表第四備考第一号中「又ハ各号」を削る。

別表第五下欄第二号中「又ハ両眼ニ半盲症、視野狭窄若ハ視野変状ヲ残スモノ」を、「両眼ニ依ル視野二分ノ一以上欠損シタルモノ又ハ両眼ノ視野一〇度以内ノモノ若ハ両眼ノ調節機能及輻輳機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ」に改め、同欄第三号中「鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力四十パーセント以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ又ハ鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ」を削り、「程度以上ノモノ」を「程度ニ減ジタルモノ」に改め、同欄第四号中「咀嚼及言語又ハ」を削り、「若ハ」を「又ハ」に改め、同欄第六号中「脊柱ニ著シキ運動障害」を「脊柱ノ機能ニ障害」に改め、同欄第一〇号中「仮関節」を「著シキ転位変形」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十年五月一日から施行する。ただし、第五十一条第一項の改正規定、第二十三条ノ三の改正規定、第二十四条ノ二の次に一条を加える改正規定、第三十一条の改正規定、第四十二条及び第四十二条ノ二の改正規定、第四十六条第一項第二号の

改正規定、第四十八条の改正規定、第五十条ノ四第一項第三号の改正規定、第五十一条の改正規定、第五十二条の改正規定並びに第五十八条第三項の改正規定並びに附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。
(減額老齢年金制度)
第二条 老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなつた場合における減額老齢年金制度については、すみやかに検討が加えられたらえ、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとする。
(昭和四十年四月三十日までとの間の規定の就替え)
第三条 昭和四十年四月三十日までとの間は、この法律による改正後の船員保険法第二十三条ノ三及び第五十一条第二項中「第五十条ノ八」とあるのは「第五十条ノ六」と、同法第五十一条第一項中「第三十四条第三項」とあるのは「第三十四条第二項」と、それぞれ読み替へるものとする。

改正規定、第四十八条の改正規定、第五十条ノ四第一項第三号の改正規定、第五十一条の改正規定、第五十二条の改正規定並びに第五十八条第三項の改正規定並びに附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

(減額老齢年金制度)
第二条 老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなつた場合における減額老齢年金制度については、すみやかに検討が加えられたらえ、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとする。
(昭和四十年四月三十日までとの間の規定の就替え)
第三条 昭和四十年四月三十日までとの間は、この法律による改正後の船員保険法第二十三条ノ三及び第五十一条第二項中「第五十条ノ八」とあるのは「第五十条ノ六」と、同法第五十一条第一項中「第三十四条第三項」とあるのは「第三十四条第二項」と、それぞれ読み替へるものとする。

(標準報酬に関する経過措置)
第四条 昭和四十年五月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格のある者のうち、同年四月の標準報酬月額が七千円、八千円又は五万二千円(報酬月額が五万四千円未満である者を除く)である者については、同年五月からその標準報酬額を改定する。
(老齢年金の支給の特例)
第五条 昭和四十年五月一日において現に船員保険法第三十四条第一項各号のいずれかに該当する被保険者であつて、六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法同条第二項の規定にかかわらず、同項の老齢年金を支給する。
(通算老齢年金の支給の特例)
第六条 昭和四十年五月一日において現に被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない被保険者であつて、同法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当している六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法第三十九条ノ二の規定にかかわらず、同項の老齢年金を支給する。

は、この法律による改正後の同法第三十九条ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。
(従前の保険給付の額の特例)
第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金(船員保険法第五十条第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く)を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五条、第三十九条ノ三第一項又は第五十条ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。
2 昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

は、この法律による改正後の同法第三十九条ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。

(従前の保険給付の額の特例)
第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金(船員保険法第五十条第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く)を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五条、第三十九条ノ三第一項又は第五十条ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。
2 昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

は、この法律による改正後の同法第三十九条ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。
(従前の保険給付の額の特例)
第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金(船員保険法第五十条第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く)を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五条、第三十九条ノ三第一項又は第五十条ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。
2 昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

は、この法律による改正後の同法第三十九条ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。
(従前の保険給付の額の特例)
第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金(船員保険法第五十条第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く)を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五条、第三十九条ノ三第一項又は第五十条ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。
2 昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

は、この法律による改正後の同法第三十九条ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。

(従前の保険給付の額の特例)
第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金(船員保険法第五十条第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く)を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五条、第三十九条ノ三第一項又は第五十条ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。
2 昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

は、この法律による改正後の同法第三十九条ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。
(従前の保険給付の額の特例)
第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金(船員保険法第五十条第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く)を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五条、第三十九条ノ三第一項又は第五十条ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。
2 昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

は、この法律による改正後の同法第三十九条ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。
(従前の保険給付の額の特例)
第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金(船員保険法第五十条第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く)を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五条、第三十九条ノ三第一項又は第五十条ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。
2 昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

は、この法律による改正後の同法第三十九条ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。

(従前の保険給付の額の特例)
第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金(船員保険法第五十条第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く)を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五条、第三十九条ノ三第一項又は第五十条ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。
2 昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

は、この法律による改正後の同法第三十九条ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。
(従前の保険給付の額の特例)
第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金(船員保険法第五十条第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く)を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五条、第三十九条ノ三第一項又は第五十条ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。
2 昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

は、この法律による改正後の同法第三十九条ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。
(従前の保険給付の額の特例)
第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金(船員保険法第五十条第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く)を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五条、第三十九条ノ三第一項又は第五十条ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。
2 昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

前の養老年金の例による保険給付並びに船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付のうち昭和四十年四月以前の月に係る分並びに障害手当金であつて、同年五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

（障害年金等の支給に関する経過措置）

第十一条 被保険者又は被保険者であつた者の昭和四十年五月一日前における船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病については、この法律による改正後の同法第四十条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 被保険者であつた者が、昭和四十年五月一日前における船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により同日以後死亡したときは、その者の遺族については、この法律による改正後の同法第五十条の規定は、適用しない。ただし、その死亡した者が同条第一号から第三号まで又は第六号に該当する場合には、この限りでない。

（支給停止に関する経過措置）

第十二条 昭和四十年五月一日において現にこの法律による改正前の船員保険法第五十条ノ五第一項の規定によりその支給が停止されて

いる遺族年金は、同年同月分から支給するものとする。

（従前の寡婦年金の例により支給する保険給付に関する経過措置）

第十三条 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）の施行の日前に死亡した被保険者又は被保険者であつた者の妻であつて、昭和四十年五月一日において五十五歳（昭和四十九年五月一日前に被保険者であつた者の妻であつた者）にあつては、五十二歳とする。以下この項において同じ。）に達したとしたならば、同日において、同法附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を取得することとなるものについては、その者が同日において五十五歳に達したものとみなして、従前の寡婦年金の例による保険給付を支給する。

2 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する保険給付のうち、従前の寡婦年金の例による保険給付（前項の規定による保険給付を含む。）を受ける権利の消滅については、昭和四十年五月一日以後においては、同法附則第三項の規定によりその例によるものとされる同法による改正後の船員保険法の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の船員保険法第五十条ノ四の規定の例による。

（保険料に関する経過措置）

第十四条 昭和四十年四月以前の月

に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

第十五条 昭和四十五年五月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の船員保険法第五十九条第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の九を加えた率とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料率に、船員保険法第五十九条第四項の規定により昭和四十五年四月三十日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

（旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する特例老齢年金の支給）

第十六条 被保険者であつた期間が一年以上であつた者で船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しないものが次の各号の一に該当した場合において、その者が同法による通算老齢年金の受給権を取得しないときは、その者に特例老齢年金を支給する。

一 次のいずれかに該当する者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

イ 被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間と旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づき旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間のうち政令で定める期間（以下「旧共済組合員期間」といふ。）とを合算した期間が二十年以上であること。

ロ 被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間と厚生年金保険の被保険者期間及び旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であること。

二 六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして前号ロに該当するに至つたとき。

三 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後に同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

2 前項の特例老齢年金の額は、船員保険法による通算老齢年金の額の計算の例により計算した額とする。

3 通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第十条及び第十一條の規定は、第一項の特例老齢年金の支払期月及び支給について準用する。

4 第一項の特例老齢年金は、船員保険法（第三十九条から第三十九条ノ四までを除く。）の規定並びに通算年金通則法第四條第二項及び第五條の規定の適用については、船員保険法による通算老齢年金とみなす。

5 第一項の特例老齢年金の受給権は、受給権者が船員保険法第三十九条ノ四第一号から第三号までの

規定に該当したとき、又は同法による通算老齢年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。

（特例老齢年金の支給に関する経過措置）

第十七条 昭和四十年五月一日において現に被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者が、次の各号の一に該当する場合において、その者が、同法による通算老齢年金の受給権を有しないときは、その者に前条の特例老齢年金を支給する。

一 前条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者でない者が、六十歳以上であるとき。

二 前条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者が、六十五歳以上であると

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「同時に、」の下に「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を加える。

理由

最近の社会経済情勢の推移にかんがみ、船員保険の標準報酬を改正するとともに、給付内容を大幅に改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小沢(底)委員長代理 提案理由の説明を聴取いたします。小林厚生大臣。
○小林国務大臣 ただいま議題となりました厚生年金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

厚生年金保険は、昭和十七年に発足して以来今日まで二十有余年を経過し、千七百万人にのぼる民間被用者を包含する年金制度であります。現行の給付体系、すなわち定額部分と報酬比例部分の二本立てによる年金給付の体系が整えられたのは、昭和二十九年の改正によるものであります。その後昭和三十五年には、給付及び保険料について若干の修正を加えたのであります。が、この改正がきわめて幅の小さいものであったため、厚生年金保険の給付水準は、昭和二十九年度以後の著しい経済成長、これに伴う生活水準の大幅な上昇に取り残され、労働者の老後の生活を保障するものとしてははなはだ不十分な状態に置かれていたものであります。また年金財政をまかなうため労使が負担する保険料率も、他に例を見ない低い水準のまま推移しているものであります。

以上のような事情にかんがみ、本年は保険料率再計算の時期でもあるところから、政府としてはこの機会に今日までの経済成長、生活水準向上の実態に即して厚生年金保険の大幅な改正をはかることが適当と考え、一昨年以来準備を進めてまいりましたのであります。今回の改正の趣旨とするところは、まず何よりも、人口高齢化の趨勢がいよいよ明確化し、年金受給者も増加して厚生年金保険が成熟期を迎えようとする時機において、労働者の老後の生活を

保障するに足る老齢年金として平均月額一万円年金を実現することを中心として、制度の内容を大幅に改善し、これに伴う所要の調整を加えるとともに、給付の引き上げ、賃金水準の上昇に即して、保険料負担についても適正な水準にまで引き上げようとするものであります。同時に、最近普及しつつある企業年金と改正後の厚生年金との機能や負担の競合を調整し、老後の生活保障を企業の協力により一そう充実強化し得るよう、両者の調整を労使の合意によって行なう道を開くこととしたのであります。

以下、改正法案のおもな内容につきまして、逐次御説明申し上げます。

第一に、基本年金額の引き上げについてであります。

まず、定額部分につきましては、現行の月額二千円を五千円に引き上げ、さらに被保険者期間二十年以降三十年までは一年につき二百五十円を加算することとし、これによって三十年では月額七千五百円となるようにいたします。

また、報酬比例部分については、現行の平均標準報酬月額に被保険者期間一月当たり乗する率千分の六を千分の十に引き上げることとしたのであります。

第二に、老齢年金の支給につきましては、現行では退職しない以上は年金が支給されない仕組みとなっておりますのを、高齢労働者の生活安定の趣旨に沿って若干緩和することとし、六十五歳に達したときは在職中でも老齢年金の八割相当額を支給することとしております。

第三に、障害年金及び障害手当金の

額の引き上げについてであります。一級障害年金につきましては、現行の基本年金額に月額千円を加算する方式を改め、基本年金額の百分の百二十五相当額に引き上げ、三級障害年金につきましては、現行の基本年金額の百分の七十を百分の七十五に引き上げるほか、さらに月額五千円の最低保障を設けることとし、また、障害手当金につきましては、現行の基本年金額の百分の百四十を百分の百五十に引き上げることとしたのであります。

第四に、遺族年金につきましては、妻についての年齢制限及び若年停止を撤廃し、さらに年金額については月額五千円の最低保障を設けたことのであります。

第五に、任意継続被保険者については、新たに被保険者期間中の事故に基づく障害年金、障害手当金及び遺族年金を支給することとしたことのであります。

第六に、年金額の調整についてであります。

年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、すみやかに変動後の諸事情に即するたための調整が加えられるべきものとしたことのであります。

第七に、標準報酬につきましては、最近の賃金水準の上昇等の実情に即し、現行の三千円から三万六千円までの二十等級を、七千円から六万四千円までの二十三等級に改めたことのであります。

第八に、保険料率の引き上げについてであります。

今回の給付の大幅改善に伴い、保険料の負担につきましても、相応に増加

すべきことはやむを得ないところであります。但し、厚生年金保険におきましては、従来いわゆる修正積み立て方式のたてまえをとっており、五年ごとに再計算することとして暫定的な料率を採用しておりますが、今回この方式を踏襲いたし、急激な負担の増大を避けるため、とりあえず第一種被保険者(一般男子)については、現行の千分の三十五を千分の五十八に、第二種被保険者(女子)については、現行の千分の三十を千分の四十四に、第三種被保険者(坑内夫)については、現行の千分の四十二を千分の七十二に、第四種被保険者(任意継続被保険者)については、現行の千分の三十五を千分の五十八にそれぞれ引き上げ、さらにこれらの料率については、将来にわたって段階的に引き上げていくこととしたのであります。

第九に、既裁定年金の引き上げについてであります。

現に支給中の年金が、所得保障の趣旨から見ても著しく低水準にあるところから、既裁定年金につきましても今回の改正方式を適用いたし、改正後の計算例によってこれらの年金額を大幅に引き上げることとしたのであります。

第十に、旧陸海軍工廠の工員などの旧令共済組合員であった期間を厚生年金の被保険者期間に算入し、通算老齢年金に準じた特別老齢年金を支給することとしたことのであります。

第十一に、厚生年金の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分につきましては、民間職域において設立されたいわゆる企業年金で一定の要件を備えるものについては、申請により厚生年金基金を設けてその代行給

付を行なう道を開いたことのであります。

厚生年金基金は、事業主及び被保険者で組織される特別法人とし、一定数の被保険者を使用する事業主がその被保険者の二分の一以上の同意を得て規約をつくり、厚生大臣の認可を受けて設立することとなりますが、その行なう事業は、厚生年金の給付のうち、老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分の代行として少なくともそれを上回る額の年金給付を行なうほか、任意給付として、死亡または脱退に關して一時金の支給を行なうことができるものとしております。

また、厚生年金基金は、信託会社または生命保険会社と給付の支給を目的として、信託または保険の契約を締結しなければならないほか、その事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収することとしたのであります。

なお、国庫は、年金給付に要する費用のうち、老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分相当額に要する費用の二五(坑内夫たる加入員期間に対応する部分については、二〇%)を負担することとしたのであります。

第十二に、厚生年金基金は、厚生年金基金の中途脱退者にかかわる年金給付を共同して行なうため、厚生年金基金連合会を設立することができることとしたのであります。

最後に、実施の時期につきまして、諸般の準備等もあり、主たる部分については昭和四十年五月一日からといたしております。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、す

みやかに御可決あらんことを望みます。

次に、ただいま議題となりました船員保険法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回の改正の主要な内容は、職務外の事由による年金部門の給付につき厚生年金保険法の改正と同趣旨の改正を行なうこと、標準報酬の額を引き上げること、障害差額一時金を新設すること、船内診療の給付制限を緩和すること等でありま。

今回の船員保険法の改正につきましては、各方面から種々の要望や意見がありましたが、政府としましては、これらの要望や意見をできるだけ尊重し、関係審議会の意見を徴して慎重に検討を重ねてまいりました結果、現段階における国の財政事情、厚生年金保険の改正内容等をも勘案して、この際できる限りの改善を行なうこととした次第であります。

以下、改正法案のおもな内容につき御説明申し上げます。

第一に、職務外の事由による年金部門の給付につきましては、厚生年金保険法の改正と軌を一にして、老齢年金の給付額を引き上げ、高年齢給付員に対して在職中でも老齢年金を支給することとしたことと、五十歳に達しない退職者にも減額年金の支給の道を開いたこととあります。

〔小沢(辰)委員長代理退席、委員長着席〕

次に、職務外の障害年金及び障害手当金につきましては、障害の程度を整理区分し、給付内容の充実と制度の合

理化をはかりとするものであります。

その他、遺族年金につきまして妻に対する支給要件を緩和し、任意継続被保険者につきまして新たに障害年金及び遺族年金等に関する給付の道を開きますほか、すでに決定しております年金につきましても、これらの改正に準じて給付額の引き上げを行なうこととしたのであります。

以上のような給付の改善に伴ない、現在千分の四十二となっており、職務外の年金部門にかかる保険料率を、当分の間千分の七十二といたし、将来にわたって段階的に引き上げていくことといたしております。

第二に、標準報酬につきましては、最近における船員の賃金水準の上昇等にかんがみ、現在、七千円から五万二千円までの二十一等級となっており、すの、九千円から七万六千円までの二十五等級に改めようとするものであります。

第三に、船員保険固有の問題として、職務上の障害年金受給者の障害の程度が軽減し、障害年金の受給権がなくなりましたときに、新たに障害差額一時金を支給することとしたし、また、船舶内における療養の給付の制限を大幅に緩和すること等の改正をいたそうとするものであります。

以上のような改正を行なうことがこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○田口委員長 両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○田口委員長 内閣提出の社会保障研究所法案を議題とし、審議を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 社会保障研究所法案について、重要な二、三の点を質問いたします。重要なのは、逐条的にやっています。たほうがわかりやすいと思いますので、逐条的に質問をさせていただきます。

この社会保障研究所というより、特殊法人で、それぞれの各省の外郭団体のようなく、第一、第一の目的を達成するために、すなわち、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なう、その成果を普及して国民の福祉の向上に寄与する、そういう目的でこの研究所をつくること、

が、一体行政の上でどれほどのプラスになるのかという点でございます。厚生省としてこういう特殊法人をおつくりになるについては、当然、すでに各省が持つておられるいろいろなものについて、相当御研究になっておられるかと思ひます。それから、厚生省自身、やはり人口問題研究所その他も、持ちになつておられるわけですから、これらの運営の実績あるいは研究の成果その他からいへば、一体、行政に非常にプラスになつておられるのかどうかということなんです。

こういうものは、一つ一つの流行りになって、各省が全部つくり始めるのです。一つの流行ではこれは困ると思うので、一体、厚生省が今回社会保障の研究法というものを提出するについては、当然各省の、日本原子力研究所とか、理化学研究所とかいうようなもの、あ

いは最近法律の一部改正を行ないましたアジア経済研究所、これは池田さんの重要な財界ブレンである小林中さんなんかが、理事長か何かになつておられると思いますが、そういう他の省のものも御研究になり、あわせて厚生省のものも御研究した成果の上で、これが社会保障の前進のためには必要だという結論をお出しになつておられるのだらうと思ふのです。

そこで、他の省のそういう研究所あるいはこれと類似のもの、運営の実績、厚生省のもとにおける――厚生省も人口問題研究所以下九つくらいあると思うのです。そういうものを検討した上でこれはおそろくおつくりになつておられるのです。

何も検討しなくてこんなものが出てくるはずはないと思ひますが、それらの研究所あるいはそれに類似のものの評価をどういふぐあいにやっておられるのか、これをまず御説明願ひたい。

○梅本政府委員 ただいまの御質問でございますが、まず、自分のほうの厚生省の試験研究機関と申しますか、これは御指摘のように相当持つております。厚生省の行政をやりましますために、行政自身としては、非常に突然に問題が起つて、それに対処しなければならぬという事態が非常にございまして、しかし、国民の衛生面でございまして、生命に關係する問題も含んでおります。社会福祉面におきましては、直接貧困者であすを待たないといふふうな事情もございまして、行政としては、語弊がございしますが、いわゆるきわめの的な部分も相当持つておりますが、やはり一方におきましては、その根本になります各制度あるいは行政の基礎になりますいろいろなデータにつきまして、じつくりと研究する機関を持つ必要があるということ、各省に比べまして相当の試験研究機関を持つておられることは事実でございます。

今回、社会保障研究所の設立につきましては、たとえば人口問題研究所あるいは予防衛生研究所のように、いわゆる各行政ごとにいままでそういうものを持つておりましたが、これを横にながめまして、しかももつと基礎的な、学問的なと申しますか、特に今度、社会保障制度という広い意味におきまして基礎的な研究というものについて欠けておりました、いろいろやつと安定をいたしました時代を迎えて、長期的ないろいろの構想なり、そういうものを比較するにつかましては、いづれこの基礎的な研究というふうな部分につきまして欠けておられるところがございますので、そういう点から見まして、この社会保障研究所は特に基礎的な、総合的な――といひますのは、社会面、経済面、財政面、心理面、そういうふうな総合的な、基礎的な研究をいたしたいということと設立を計画した次第でございます。特に社会保障制度審議会におかれましては、そういう点の御指摘がございましたので、そういうふうな設立をいたした次第でございます。

それから、ほかの省の同じような研究所との実績の問題でございますが、これはもちろん、御指摘のとおり立案にあたりましてはいろいろお聞きをしまして、データも調べまして、その上で計画をいたしたわけでありまして、たとえば一例でございますけれども、この研究所は、先日河野先生から、この財政

は行政の基礎になりますいろいろなデータにつきまして、じつくりと研究する機関を持つ必要があるということ、各省に比べまして相当の試験研究機関を持つておられることは事実でございます。

今回、社会保障研究所の設立につきましては、たとえば人口問題研究所あるいは予防衛生研究所のように、いわゆる各行政ごとにいままでそういうものを持つておりましたが、これを横にながめまして、しかももつと基礎的な、学問的なと申しますか、特に今度、社会保障制度という広い意味におきまして基礎的な研究というものについて欠けておりました、いろいろやつと安定をいたしました時代を迎えて、長期的ないろいろの構想なり、そういうものを比較するにつかましては、いづれこの基礎的な研究というふうな部分につきまして欠けておられるところがございますので、そういう点から見まして、この社会保障研究所は特に基礎的な、総合的な――といひますのは、社会面、経済面、財政面、心理面、そういうふうな総合的な、基礎的な研究をいたしたいということと設立を計画した次第でございます。特に社会保障制度審議会におかれましては、そういう点の御指摘がございましたので、そういうふうな設立をいたした次第でございます。

それから、ほかの省の同じような研究所との実績の問題でございますが、これはもちろん、御指摘のとおり立案にあたりましてはいろいろお聞きをしまして、データも調べまして、その上で計画をいたしたわけでありまして、たとえば一例でございますけれども、この研究所は、先日河野先生から、この財政

は行政の基礎になりますいろいろなデータにつきまして、じつくりと研究する機関を持つ必要があるということ、各省に比べまして相当の試験研究機関を持つておられることは事実でございます。

今回、社会保障研究所の設立につきましては、たとえば人口問題研究所あるいは予防衛生研究所のように、いわゆる各行政ごとにいままでそういうものを持つておりましたが、これを横にながめまして、しかももつと基礎的な、学問的なと申しますか、特に今度、社会保障制度という広い意味におきまして基礎的な研究というものについて欠けておりました、いろいろやつと安定をいたしました時代を迎えて、長期的ないろいろの構想なり、そういうものを比較するにつかましては、いづれこの基礎的な研究というふうな部分につきまして欠けておられるところがございますので、そういう点から見まして、この社会保障研究所は特に基礎的な、総合的な――といひますのは、社会面、経済面、財政面、心理面、そういうふうな総合的な、基礎的な研究をいたしたいということと設立を計画した次第でございます。特に社会保障制度審議会におかれましては、そういう点の御指摘がございましたので、そういうふうな設立をいたした次第でございます。

的基礎につきまして、全額国庫補助で運営するという点について御指摘を受けたわけでございます。これも、ほかの研究所は大体出資金で、その運用利子でその財団を運営されておるわけでありまして、財政当局ともいろいろ相談をいたしました点におきまして、この研究所でございましたか、出資金の運用利子でスタートされたのでございしますが、やはりうまくいかなくて途中から国庫補助を出されたというふうな点から見まして、この研究所は、最初でもございまして、一応出資金という制度をとらずに、全額国庫補助で運営をしていくということで、この運営をやっていくというふうなことも研究の上で考えたわけでございます。ただし、この前の御質問で、社会保障制度審議会の勧告にも、将来基金を持つというふうな点もございました、この点は検討いたすことは申し上げたとおりでございます。一例を申し上げますが、そういう実績から見まして、相当勘案の上このようにした次第でございます。

○滝井委員 この研究所が、基礎的、学問的なもの、財政的、心理的なことまでやるということをおっしゃったわけですが、同時に、出資金制度をとらずに国庫の補助金でまかなっていく、こういうことだそうす。しかし御存じのとおり、先日、生ワグチンの問題をとりまして、国立予防衛生研究所の部長さんに委員会に来てもらって、いろいろ意見をお聞きしたところが、とても本格的な研究のできる体制ではございませんという御意見があったわけですが、それから国立衛生試験所等の状態を見ても、予算が少なすぎてとても

本格的な研究はできません、われわれの非常な犠牲で血みどろの研究をやっておりますというお話があったわけですが、厚生省所管の人口問題研究所にしても、国立栄養研究所にしても、らい研究所にしても、がんセンターにしても、おそらくみんな同じじゃないかと思うのです。厚生省で学問的、基礎的な研究が必要であるということは、われわれは認めておるわけですが、あまりたくさんで、わずかの予算しか出さない。今度も、予算をちよつと聞きますが、千六百万円ぐらいでしょう。それをお出しになつて、そうして基礎的な、学問的な研究をやる。しかもそれは、財政的、心理的な問題まで検討していくという。総合研究をやろうとするならば、これは相当の大規模の研究機関をつくらなくちゃいかぬわけですが、それならば、むしろこの際、臨時行政調査会等もできていろいろ問題を研究して、行政というものがあまり分化し過ぎて困る、総合性が欠けつつあるというところと同じように、厚生省でも、あつて具体的な内容を聞いていきますけれども、たとえば社会保障の基礎的な問題を研究しようとするならば、人口問題を無視しては話にならぬわけですが、そうすると、そこは人口問題でやっているのだということになれば、この日本の人口構造、人口革命を論議せずして社会保障の問題というものは論議できないわけですが、老人人口がふえたからこそ年金制度というものが必要になつてくるのだ、こういう問題が出てくる。そのことは、同時に雇用の問題にも関連をしていくわけですが、あるいは栄養の問題です。こういう小さいものを幾つもやるよりは、むしろ厚生省の外局に、どつかりとした、十億ぐらいの金をもつて、そうして人口も栄養も、いま言った社会保障の問題もひっくるめた社会科学の部面と、それから自然科学の部面との二つぐらいの大きな研究所にして、そこに小さな人口部、社会保障部とかいろいろをつくつておやりになつたほうがいいのです。そうしてもう少し権威あるものにして、金をよけいもつてやっていく。そうしないといふ、九つも十もできて一体何をしているのかという事です。何か問題が起こったときに、その部長さんなり所長さんなりを呼んでも、いや、金が少なくて、とても先生たちの質問に答えられないような成果はございませんというふうなことになるでしょう。だから私は、こういうふうなあなた方がわずかな金をさいてたくさんつくるといふことについては、実を言うと反対です。むしろ既存の人口問題研究所や栄養研究所等のものを一緒にして、大規模なものにしてしまふというところのほうが大事だと思うのです。そういう構想をお持ちなのかどうかという事です。たとえば国立予防衛生研究所と国立衛生試験所とするのです。同じ機械を両方で買つておる。それだけむだです。それならば、もつと金を入れた優秀な機械を据えつけてやって、その一台分の金を給料に回してやるとか、研究費に回してやるとか、小さいものをたくさんつくるというよりは、私は問題だと思ふ。あとでだんだん触れていきますが、たとえば病院管理研究所のごときものだった場合はそういう傾向があると思ふ。むしろ、

ろ、こういうものをおやりになるならば、やはりもう少し大々的に大きくやっていくというふうな形で考えるべきじゃないかと思ふのです。小さいものを幾つもつくつても、第一スタッフがいらないです。給料が安くてスタッフが来ないです。そういう点では、またこういうものをつくるかと議員から痛くもない腹を探られて、だから今度やめる局長が次官がここに理事になつていくのやろうというふうなことで、これは本格的に議員から評価されないです。つくつた官房長なり大臣は、非常に純粋な気持ちでおつくりになつておつても、今度は、世間はそうは見ないというところに悲劇があるわけですが、だから、そういう点の検討をされたことがあるのかどうかということですが、

○梅本政府委員 先生のおっしゃいました構想は、戦時中に厚生研究所というふうな構想のものがあつたように聞いております。そういうことで、総合的に研究所を一本にするという考え方も検討したことはございますが、結局はいろいろ事情がございまして、大抵いまままでのところわれわれのほうは聞いております結論になつております。そういうことで、いまの段階におきましては、各試験研究機関の連絡を密接にするというところで、毎月一回、研究所長を集めまして連絡会をやるといふような形をとつております。やはりおのおのの制度、業務に密接に関連しながら運営していくということで、おのの研究の分野も違つておりますので、なかなか総合して運営するということがつきましては難点があるという

ふりにいまのところ考えておるわけでございます。この社会保障研究所との関係におきましては、おのおの業務、制度、直接試験研究機関が研究するのに比べまして、この研究所はもっと基礎的な、あるいは学問的な問題を研究したいというところで、ほかの試験研究機関が付属機関という形で運営しておりますのに対して、いろいろ検討の結果、付属機関というよりもつと権威を高め、独立、中立性を保つという意味におきまして特殊法人という形式をとることにしたわけでございます。

また話は前後いたしますが、試験研究機関のほうにつきましても、先ほど御指摘のように中途はんばな研究で終始しているというところもございまして、特に、ちよつといふ数字を持っておりますが、三十九年度の予算におきましては、いまままでに比べて相当大幅な予算の増額をいたしたのでございます。一応そういうことでございまして、

○滝井委員 予算のことはあとで聞きますが、たぶんこれは千六百万円だったと記憶しておるのですが、それで相当権威を高めて独立性、中立性を保ちながら研究をされたいとおっしゃるけれども、実際にいまの日本の政治構造、予算編成のしかた等から考えて、こういう研究所に大蔵省がばく大な金を出すような、そういう雰囲気というものがないのです。そこでお尋ねしますが、いま厚生省で厚生科学研究費をお出しになつておりますが、これは、実はわれわれもらつておる予算書にはそれがついておらぬわけですが、おそらく「その他」の九十

億八千五百七十六万二千円というものの中に、十ば一からげにされておるのだらうと思ふのです。これはそれぞれ特殊の研究をする学者に、十万円とか二十万円とか出してあります。この予算はいまだこの所管で幾らあつて、そして三十八年度の実績、それから九年度の概算を御説明していただいて、あとでその資料を、ここ三、四年の分を出していただきたいと思います。

○伊部説明員 厚生科学研究費につきましては、後ほど資料を差し上げることにはしたいと思ひますが、予算といたしましては毎年若干ずつ増額いたしまして、現在約三千五百万円程度でございますが、これを各局から、行政の必要上という問題を研究してもいいというところにつきまして問題をあげまして、研究を学者のグループにお願ひをしておるわけでございます。最近行ないました研究といたしまして、たとえば岡山県の新産都市につきまして、斎藤潔先生を中心とするいろいろな御専門のお集まりのグループで研究をしてもいいまして、新産都市の建設等の厚生関係のいろいろな側面について考えていただいております。あるいは公害問題等につきましては、これもいろいろな専門学者を含むグループで研究をいただいておりますが、直接行政に必要な研究をお願いするといふ趣旨でございます。いずれ、その内容につきましては資料を提出申し上げたいと思ひます。

○滝井委員 社会保障についても、政府は、末高さんや近藤さん等にもずっと前にお願ひしているといふことを前に聞いたことがあるのです。そうしますと、日本のいわゆる一流の諸先生方に社会保障に關する基礎的、学問的な研究をしてもらつてゐるわけですか。いま言ったように、三千五百万円のほかに、科学技術に關することは科学技術庁にあるのです。たとえばガンの基礎的研究といふものは科学技術庁にあるのです。私、調べたことがあるのです。そうしますと、そういうものと科学技術庁にある科学技術方面の研究といふものは、厚生省における国立がんセンター、国立がん研究所、国立予防衛生研究所、国立衛生試験所、こういうものと科学技術庁の基礎的研究といふものは交流してゐることになる。それから、厚生科学技術研究費の中の社会科学部門は社会保障もひつくるまゝにゐるわけですか。したがつて、今度できる社会保障研究所との關係が出てくるわけですか。この關係は一体どうなるのか。社会保障研究所ができたら、三千五百万円の厚生科学研究費といふものは、もう社会保障については出さずに、全部こちらの社会保障研究所のほうに集約してくるのかどうか、その關係ですね。

○伊部説明員 厚生科学研究費は、科学について問題が起きましたときのいわば応用的な研究でございますので、社会保障研究所ができましたら、やはりその中のある部分は、社会保障分野にお願ひをすべきものが依然としてあると思ひます。

○滝井委員 そこらあたりが、まだあとでだんだん出てきますが、あいまいにしておくと、社会保障研究所といふのは、基礎的な、総合的な調査研究を行なつて、今度その成果を普及し、

そして国民の福祉を向上するといふのです。したがつて、基礎的な、学問的なものが出てきたら今度その応用が出てくるわけですか。いま伊部君の言ひのように、厚生科学研究費といふものは、直接問題が起きたときに応用の研究をやると言ひけれども、応用の研究をやろうとすれば、基礎的な、学問的な研究のないような学者に應用はできないわけですか。当然、やはり厚生科学研究所の成果といふものと同一ものをその学者が持つていなければならぬわけですか。この学者は、自分の研究室で助手をたくさん持つてやつてゐるのですから、二十万、三十万とずつともらつてゐる人がおるでしょう。だからそれらとの關係を一体どうするのですかといふことです。私が言ひたいのはここなんです。わずかしかないうちを、今度大蔵省は、千六百万円を社会保障研究所に出せば、もう厚生科学研究所の費用、その部分は要らぬじゃないかと必ずやりますよ。そんな抜けてゐる大蔵省ではない、ちゃんと抜けてゐないのだから、だから千六百万円取れたと思つて喜んでゐると、あにはからんや、厚生科学研究所の社会保障に關連するものをいつの間にか削られておつたといふのは話にならぬわけですよ。したがつて、あまり小さく分けしておくと、いまだ厚生科学研究費でできておつたものができなくなる。そしてその金を今度は社会保障研究所のほうに回されて、そちらも少しももらへぬといふことで、みんな基礎的な、学問的な研究や、その応用の問題に基礎的、学問的なものを利用する場合に、金が少なくてどうにもならぬといふことになつて、かえつて社会保障の

学問的研究といふものは停滯することになる、こういう問題が起つてくると思ふのです。だから私は、そういう細分化は困りますよといふことを言つておるわけですか。だからまず、その厚生科学研究費との關係をこの際、予算的にも、研究の横の連絡の面からいつても、やはり明らかにしておく必要がある。私、どうせこれはききょう質問が終わらぬですから、できればあしたの質問までに、ここ数年の厚生科学研究費を、社会保障關係、社会科学にどの程度出したか、どういふ人にとりいふテーマで出してゐるのかといふことをひとつ出してもらひたいと思ふ。これはたいして時間がかからぬと思うのです。雜誌その他で見てもいいが、二、三ページくらいいしかなかったのです。それを出してもらつて、そこはもう少し私は詰めたと思ふのです。

それから、御存じのとおり、昨年でございましたが、医療費の基本問題研究員制度といふものができたわけですが、これは医療費問題の基礎的な研究がないのだ、だから基礎的研究をやるのです、こういうことなんですね。御存じのとおり、日本における社会保障といふのは、これは医療保障と長期の年金の所得保障、それから社会福祉、公衆衛生と、憲法二十五条はそれなつておるわけでしょう。そうしますと、何といつてもいま一番大きい問題といふのは医療保障の問題です。そうすると、その医療保障を、わざわざ大学の先生を委嘱して、西村先生がいらつしやうが、西村厚生大臣のときにこれはおつくりになつたわけですか。(名案だよ)と呼ぶ者あり)名案だと本人もおつ

しやつてゐるとおり、名案らしいのです。そうしますと、これはまた社会保障研究所ができる、この關係は一体どうなるのだといふことなんです。また新規定法の社会保障研究所でやるといふなら、あれは二年間くらいで結論を出すことになつてゐるはずなんです。そうすると、またこれが延びてしまふといふことになると、痛くもない腹を医師会から探られることになる。これは、お説みになると、やはり基礎的な研究をやることになる。この兩者の關係といふものは一体どうなる。これもまた、いまの伊部さんの説明じゃないけれども、直接問題が起きたのでこれは応用的にやるのだといふことになると、生き証人がうしろにおりますから、そんなばかなことはないといふ大臣が文句を言ひことになる。この關係は一体どうなるか。

○梅本政府委員 先ほどからの科学技術の研究費の補助、それからいまの問題、そういう点でございますが、一面こういう社会福祉研究所といふふうなものがいまだでなかつたといふ点との關係におきまして、特に科学研究費といわれましますものに、非常に基礎的なもの研究も一部お願ひしておつたことはあると思ひます。ただ、この研究所と先ほどの話との關係は、やはり個々の具体的な問題、制度、直接行政が必要としてゐる問題につきまして、いろいろの試験研究機關を設け、あるいは調査員を置き、科学研究費で早急に研究をまゐめていただくといふことをやつておりますが、この社会保障研究所の構想しておりますのは、もっと基礎的な問題と、それから大きく横に広がつた問題、特にその経済、財政、社

て、研究の得た結論が同じ厚生省の内部で違ってしまったてどうにもならぬ。結局あなたの方が自分でやってみよう

研究費と同じような形になってしま
う。腰かけじりになってしまつて、自
分の研究室の研究の成果のためにこと

そのまま置いておくということになれば、高橋先生たちの研究成果と、この社会保障研究所の成果が全く違つて

てこない、国民所得という成果は出てこないのですからね。だから、その国民所得と医師の稼働の状況がどうな

るか、その稼働というものは一体世界的に見て他の労働の報酬との関係はどうなんだ、労働時間との関係はどうなんだという、やはり基礎的なものを十分照合しないと稼働というものは出てこない。あるべき稼働なのか、いまある稼働なのか、ザインかゾレンかという問題になって、ずいぶん議論してこない、医師の稼働をどの程度に見るかというところは生まれてこないと思ふのです。各国の例なり日本の他のものの労働の状態等、基礎的なものを把握した上で医師の稼働というものは出てくると思ふのです。そういう点から言ふと、やはりあなたの言うように、基礎的、総合的な研究をやらぬと基本問題というものは解決できないと思ふのです。学問というものは、その根のほうを研究せずして、幹から上だけの枝葉だけをやればそれで応用の問題は解決するといふものではないと思ふのです。ほんとうの根本的な解決をやらうとすればするほど、行政の根を深くしようとすればするほど、やはり基礎的、総合的なものに行政が目ざしていかなければならぬ。これが科学的な行政だと思ふ。そういう点では、医療費基本問題研究員制度との関係というものは、どうもいまの答弁ではあまいです。それはあなたが総理府が援助局におられるときにできたので、当時あなたは関係していなかったからあるいはそれだけの認識しか持たないのかもしれないが、ほんととは小山保険局長に来てもらつとよくわかるのです。これも宿題にして、次会に小山さんに来てもらつて、もう少しその関係を明らかにしておかぬといかぬと思ふ。

次に、そうしますと、この研究所は社会保障に関する基礎的、総合的な調査研究を行なうことになっておるが、当面の研究テーマというものは一体何なのかということですか。基礎的、総合的な研究のテーマが必要になってくるわけですが、ところが、そのテーマがどういふものかという点の前に、まず厚生省に企画室ができました、この企画室をつくる時に一体何と説明したかと言ふと、厚生行政のやはり基礎的、総合的なことをやるために企画室が必要なんだということでした。これは内閣委員会等の説明でもそうなつておるはずですが、それで当時、これは大きく新聞のトップ面に取り上げられて出てきたわけですが、そうしてこれ何をつくつたかと言ふと、厚生行政の長期計画なるものをつくつたのです。この長期計画は、むしろ私が強硬に主張してきたのです。私、代議士になつてから十二年くらいになります。なつて二、三年後ごろから、厚生行政の長期計画を立てなければならぬといふことを強硬に主張して、歴代の大任に長期計画を出しなさいと言つてきたのです。どの大臣も全部約束しました。小林さんも例外ではない、約束しておる。ところが、出した大臣は一人もない。そして一回、予算委員会でもやつてみましたが、企画庁の答弁と厚生省の答弁が違ふ、たとえば所得増進計画なり鳩山内閣の経済五カ年計画等を企画庁でおつくりになるときでも、その基礎には厚生行政の長期計画といふものはあつた。あつたけれども、一体振りかえの費用をどの程度に見るか、社会保障の総経費をどの程度に見るかという点になると、意思統一

がちつともできていない。そして新聞のトップ面にはいつも出るので。これは古井さんのときも出しました。灘尾さんになつても出しました。前の川崎君が厚生大臣のときも出した。小林さんも例外ではない、出した。ところが、われわれが資料をくれと言ふと、そんなものは海のものとも山のものともわかりませんから、資料は差し上げられませんかと言つて、絶対資料はくれないでしよう。けれども新聞には、各大臣みなアドバルーンを上げておるのです。だから一体、企画室とこの社会保障研究所との関係はどうなるかという点です。企画室は、総合的な、基礎的な研究をやるためにできたのです。これは企画というところを書いておるからには、社会党も企画担当の中央執行委員といふものは、やはり総合的な、基礎的な研究をやつておるわけですが、これとの関係は、一体どうなるのか。こういうものができてくれば、もうこれで企画室は廃止するのですか。

○梅本政府委員 先生御承知だと思いますが、企画室は行政の組織の中の一つの単位でございます。調査研究と申しましては役人流の調査研究であり、具体的日常の制度の問題でございます。社会保障研究所におきましては、再三申し上げておりますように、学者の集まりの学問的な基礎的な研究でございます。企画室は、その研究されたことの役所の窓口として、それを行政的に受け入れられる面につきましては各局と連絡して、いわゆる行政的な検討を加えて実現をしていくというふうな形におきまして、そういう点で、特別に研究所ができましたから企画室がなくなるといふものではございません。役所の機構と学問的な研究所というところで、全然別のものであるといふふうに考えております。

○濱井委員 そうすると、研究には役所流の研究と学者流の研究とあるやうであるけれども、そこにおられる伊部さんにしても、江間さんにしても、書いておるものを見るとけっこう学者以上のことを書いておる。学者と同じやうなことをほくら読ましてもらつたのだけれども、学者と変わりはしないので、企画室ができたときは、やはり厚生省の長期構想をおやりになつたといふことでした。長期構想をおやりになつて長期構想を立てられるものじゃないのです。やはり各国の社会保障の研究をし、その基礎的なデータを集めて、日本経済の中でどの程度の社会保障ならば一体やれるのかという日本経済発展の姿、そこから出てくる財政負担の能力、それから人口の構造というやうな総合的なものを十分知つておかないでしよう。そうすると、学者の研究とちつとも変わらぬ。そういうことをいままでおやりになつておつたはずですが、

○梅本政府委員 研究のテーマは何ですか、これを説明してもらいたい。それは、非常にばく然としておりますが、これがすべてすぐに研究できるといふわけではございませんけれども、一応私どものほうで考えておりますのは、各国の社会保障制度の現状と動向、これは一つの問題点だと思つております。それから、わが国の社会保障の当面する問題点というやうな、今度

は少し現実的な問題との関連の基礎的研究として、そういうテーマを考えております。たとえば社会保障等国民経済への影響、消費、貯蓄、投資等への影響、これが内訳でございます。それから、社会保障の所得格差は正機能であるとか、あるいは社会保障と福利厚生施設との関連でありますとか、あるいはわが国の二重構造の緩和という現状におきまして、社会保障がこの構造を改革するのにどれくらい役割りを持つのか持たないのかという問題、それから、いま中心問題の人口構造の変化に伴う社会保障の役割、たとえばそういう問題につきまして研究をしていただくわけでございます。

ついででございますが、先生のおっしゃいますように、先ほどの医療調査員の研究にしましても、企画室の問題にしましても、これは研究でございます。ですので、研究をする人の立場とテーマによりましては、やはりどの研究をする場合におきましても基礎的なデータに触れてくることはやむを得ないことだと思ひますし、医療費をやられますについて、いろいろ基礎的な問題の研究にも一部入つてくるということ、役所の権限流にはつきり分けるということにつきましては、研究の分野では非常に困難かといふふうに考えておるわけでありまして、その点人口問題研究所は統計調査部から人口動態統計、総理府からセンサスと、両方にらみながら人口問題の観点から研究をしますし、また一方のデータを中心にして医療調査員がまた検討される、あるいは社会保障研究所がその研究成果を前提にしてまた基礎的な研究をするといふことがあり得ると思ひますので、先

ほどの問題との関連におきまして、その点はひとつ御了承をお願いいたします。と思います。

○滝井委員 これは一月二十六日の新聞に出ておったのですが、小林厚生大臣の指示で、社会保障政策の充実をこの際積極的に推進したいという意向から、その基本となる社会保障政策長期展望の立案検討を進めてきたが、この一月二十五日、その骨格となる厚生行政の長期構想をまとめた。その内容は、三十五年の厚生行政長期計画基本構想を新しい角度から改定しようとするもので、今度まとめられた厚生行政の長期構想課題によると、農業、中小企業などおくれた部門の近代化を助け、所得格差の是正をする、これが一つです。その中に、児童手当制度創設とか、社会保障給付水準を引き上げるとか、リハビリテーションの確立とか、社会福祉活動家の水準の向上というようなものが入っているわけですね。二番目が、急速な都市化、工業化に伴う社会的施策を推進する。これも生活環境から、公害から、交通戦争の防止から子供の遊び場のことまで、非常に広範なものがこの中に入っている。それから生活構造、生活様式の変化に伴う施策の確立ということで、これは主としていまあなたが御説明になった面と幾ぶん違う側面を出してきておるわけです。

ところが、最近東京新聞に出ていたのを見ますと、やはり人口の問題から、医療から年金の問題まで含まれたものが出てきておる。そうすると、いま言ったあなたの方の当面のテーマとたいして違はないのです。やっていますことは、同じことをやっていること

になる。社会保障研究所と銘打ったけれども、やっていることは同じだということになる可能性が非常に強い。いまここにおあげになった各国社会保障の現状と動向なんというものは、もう書物もたくさん出ていますし、あるわけですね。結局これは基礎的な研究とかいっても、各国の文献を集めて、見るようなことになる。それから社会保障の所得格差は正の問題にしても、所得格差の是正をどの程度やり得るかというところは、もう現実には、全く所得格差を縮めるといことはわかっておるわけですね。わかつておるけれども実施しないだけなんです。金を出さないだけなんです。そしてますます所得格差を拡大する方向に持っていっているだけだ。これは何もう学者に研究しても

らわなくてもわかり切っている。その実践を、いまの政治家がいかに良識を持ってやるかということなんです。これが問題なんです。いま社会保障の当面する問題は、もうこれはたくさんあり過ぎてどうももうこればかりで人口構造の変化は人口問題研究所がたぶん書物を出してやっておるということになれば、これから社会保障研究所ができて目新しくやるといことは、非常に少なくなってくる可能性がある。あまり大きな期待を持っていて、期待はずれがするところ、可能性がある。これは、ここにあるあなたのほうの所管の九つばかりの研究所ができるときには、みんな大きな期待を持たれたが、行った学者諸先生方は、学者流の研究をやろうと思つたが、何も研究ができないので悲観して、いま神経衰弱になつておる。何か問題が起ると役所からは呼ばれ、議会からは呼ばれて、

一向に答弁ができかねます、なぜならば研究費がありません、給料が安くていいスタッフを集めようと思つても集められませんかというの、みんなの一致した意見なんです。とにかくこの前、小林厚生大臣はポリオのときに、それを直しましよ、こういふことだったのです。私はそんなところは初めはよく知らなかった、実態がよくわからなかった、こういうことなんです。だから、できてしまつてしばらく年月がたつて、初めて大臣が、そういうことだったか、それは知らなかったというところでは困ると思うのです。できるときから、大臣がそういうほぞをかむような発言を国会でしないような制度につくっておくことが必要なんです。だから、まず第一に出発のときが大事なんです。出発のときからちやちやなことではどうにもならぬ。われわれも、これをつくることについては賛成します。しかし、ちやちやものをつくつたのでは意味がない。予算をただ食いつぶして、何人かの人に職を与えて失業救済の役割を演ずるといふ点については利益があつたかもしれないけれども、日本の社会保障の前進と国民福祉の向上には役に立たないというところでは困ると思うのです。だから、こういうテーマをおやりにならうとすれば、やはりここにほんとうに財政的に金を集約をして、そして出た基礎的、学問的成果といふものを企画室が応用していつて、そして企画、立案に充ててそれを各局に流していく、こういうことではないと話にならないわけです。そうすると、企画室は企画室で、おつくりになる、保険局や医務局は、かつてにまた学者を動員しておやりにな

なる。悪くはないです。それはもういろいろの方面から、上から下から、縦から横から問題を検討することはいいことですね。でも、いま言ったように、少ない予算の中からしている、ろくな研究はできてこないということになる。だから、それならばいざいざ言つたように、厚生科学研究所もここに集めてくるし、医療費の基本問題を研究する金もここに集めてくるという

ような形で一挙に研究所をここに統合することができないとするならば、厚生省がいろいろなところに出しておる金をここに集約してきて、官房なら官房で集約をしてやる。そしてそのできた成果は責任を持って各局に流していく。それから、必要ならばその学者との討議には各局の優秀な事務官が参加するといふような形で有機的に、総合的にやっていく。そしてその成果は、官房長から次官、大臣を通じて絶えずその報告をされるというように形にしていかなければ、いまのような形ではどうにもならぬでしょう。研究成果ができたつて、大臣は忙しくて読むひまがない。いよいよポリオの国産の問題がけしからぬといつて起こつたときに、初めて大臣が予防衛生研究所の予算の実態を知るといふことでは、これはもう政治が後手後手になる。だから私たちの立ち会い演説会で、自民党の代議士が、池田内閣の政治は後手の政治です、だからだめだと言つたのです。私たち野党が言うのではなくて、与党が言うのですよ。与党から後手の政治と言われないようにしてもらいたいといふことです。いまのように、研究

テーマだつて、いままで出したものと

ほとんど重なつてしまつているので、その点どうですか。

○小林国務大臣 だんだんのお話を承つたわけですが、私もいろいろの点で滝井さんの御意見は首肯するところが多いのでありますが、実際問題といたしまして、今度こういう研究所をつくらうという点は、政府の慣例と申しますか、やり方、姿勢はなかなか通るめどが小さいので、自然からだを狭めなければ通らないというようなことでまたかようなものができるわけでありまして、内容につきましても、むしろ私どもとしては、きわめて不満足な形においてこれが誕生しようとしておるといふことは事実であります。しかし、やはりものというものは一度にはまいりません。こういうものを出発させてから、みんなの協力を得て、そしてこれを十分なものにしていく、こういうことはある程度やむを得ないことでありまして、あなたの意見もいろいろ私も参考してこれからの運用にもつとめたい、かように考えておるものでございます。ことに、前にも申し上げましたが、自然科学の研究と違ひまして、こういう社会科学と申しますか、人文科学の研究といふものは、初めの形が大きくても、だんだん形がしぼむ心配もあります。したがつてわれわれは、今後十分鋭いてこれを見守つて育てていく努力を固めなければならぬ、こういうふうに思います。そういうことで、いろいろのお話は私は十分傾聴すべきものがあると存じますので、そういう御意見も参考してひとつとめたい、こういうふうに思つてい

るわけですね。

○滝井委員 すでに厚生省の中で、人口問題研究所、国立公衆衛生院、国立精神衛生研究所、国立栄養研究所、国立予防衛生研究所、病院管理研究所、国立ら研究、国立がんセンター、国立衛生試験所と試験研究機関が九あるわけ、今度十になるわけ。したがって、佐藤さんの臨時行政調査会ではないけれども、あまりに行政が分化していくと大局を見誤ることになるので、ある程度総合性を持たせる必要がある。しかし、社会科学部面の研究機関は、官房長の言うようにそれぞれ歴史のなから背負っておりまして、一挙には統合しにくいと思うのです。しかし、日本の人口構造その他を見きわめるということがやはり今後の政策の確立の上に非常に重要だとすれば、人口問題研究所といふ言つたような社会保障研究所とを一本にして、社会保障人口問題研究所としてでもいいと思ふのです。そうして、もう少し予算をよけい取つてやる必要があると思ふ。いままで、鳩山内閣のときにも新しい経済の五カ年計画をおつくりになったが、全部違つたのです。合つたものは何かと言つて、日本の人口の動向だけ。出生の状態だけが合つた。あとみんな統計資料が間違つたのです。輸出も輸入も間違つた。生産も間違つた。全部間違つた。人口だけだ。それだけに厚生省の人口問題研究所というの、いま館さんが所長さんですが、これは優秀なものです。相当の研究成果も出してあります。われわれも見せてもらいますけれども、何としても人口問題の動向を知らずしては話はいかぬので、その人口問題の動向を

池田さんが十分研究していなかつたからこそ、労働力の不足という問題にいま池田内閣はぶち当たつてゐるでしよう。ここでいふ言ひようだけれども、高度経済成長政策をやるのに見誤つてゐたのは、労働力がこれほど不足にならうとは思はなかつたこと。それから、これはどなたかさんの青年の諸君が高等学校、大学に行こうとは思はなかつたのだ、バナナとエビがこれほど輸入されようとは思はなかつたのだといふようなことを言つておる。その中で一番大事な点は労働力の動向でしよう。それは人口の動向です。これは結局、歴代の厚生大臣が、優秀な人口問題研究所を持つておるけれども、結論から言へば、池田さんにレクチュアすることができなかったのだ。これは池田さんの高度経済成長政策における新規若年労働力の不足という、この点を見誤り、技術者の不足を見誤つた点にある。その人間の面から所得増進計画は倒れようとして、佐藤さんなり藤山さんから批判を受ける形になつておるのです。だから、これは一面から言つて、池田さんを補佐する小林厚生大臣が足らなかつたことになるのです。春秋の筆法をもつてすれば、だから、そういうことをぜひ閣議で発言をされて、人口問題研究所に金を出せ、社会保障研究所に金を出さない。ひとつ今後は、あなたが三選をしようとするならば、新しい政策をここから打ち出してやろうというくらい、厚生大臣のプライドと勇気を持つてやらなければならぬでしよう。千六百万円くらいもらつて、それでしよるが、身を小さくしていかなければならぬといふのは困ると思ふのです。身を大きくしてやつてもらわなければ困るのです。上を向いて歩こうです。それをしないと人間の問題が無視され、社会保障が無視される、こういうことになるのです。これは小林さん、研究すると言ひから、ぜひひとつ研究してもらつて、だれが次の大臣になつても一回厚生大臣に残つてもらつて、ひとつが道を邁進してもらいたいと思ふのです。

次は、千六百万円の予算の内容です。ね。官房長、こういう初めて出る法案を出すときには、千六百万円の予算があるならば、その予算の内訳その他はやはり委員会に前もって資料で配るとか、あるいはこの法案の一番最後に予算くらいつけるのがエチケットですよ。エチケットがないといふのは、非常に遺憾しくだと思ふのです。厚生省でも他の局は、やはりこういうものを出すときには、最後に研究するテーマとか、それから予算の内容ぐらゐは示すのです。これにはついておらない。だから、どこか予算がついておるものはないかと思つて調べてみた。このもつたもの一番最後についておるのです。しかし、見ると内容はさつぱり書いておらない。特殊法人社会保障研究所に千六百万円とあるだけのことなんです。何も内容はわからないのです。会計課長の説明も、この説明を詳しくしておらぬ。だからわれわれは、何かこの内容、テーマを書いておるものはないかと思つていろいろ厚生省関係の専門誌を調べて、ようやく日本医事新報というのにいまのテーマが出ておるのを見た。いまのあなたの説明と違ふだけども、出ておつたのをやつと見つけたぐらゐです。こ

ういふところがPRがへたなんです。やはりこういうものをつくらんとすれば、大々的に宣伝しなければならぬ。日本は社会保障ができておる、基礎的、学問的研究が足りない、だからこれをやることになつたのだという大臣談話させなければならぬのです。そうして予算は、残念ながら千六百万円しか取れませんでした。内容はこうですといふぐらゐの説明はしないと、議員でさえあつちこつちさがさなければ質問の材料が集まらぬといふことは、この先が思いやられるのです。これは先天的の弱質見です。しばらくこれは保温器に入れなければ育たぬですよ。インキュベーターの中に入れておれば育たぬです。それじゃ困るのです。だから、予算の内容ぐらゐは、議員がちゃんとわかるようにしなければならぬ。おそろく与党の皆さんだつて知らぬでしよう。千六百万円は知つておるけれども、予算の内容は知らぬでしよう。だから、そこあたりを説明してください。

○伊部説明員 本年度千六百万円でございますが、この研究所の設立を明年の一月一日に見込んでおります。したがつて、三カ月分でございます。三カ月分の経費として千六百万円でございますが、そのうち百七十六万一千円が設立準備費でございます。設立準備委員会をつくつていろいろ事務を進める費用でございます。したがつて、三カ月分の研究所運営費が、この残りの一千四百二十三万九千円でございます。うち管理費が九百八十四万四千円、非常勤給与が六十二万四千円。内訳は、顧問理事——これは非常勤の理事でございます、それから監事、評議員の手当、専門委員等でございます。研究員も、もちろん教授、助教、助教授それぞれ二名でございます。いすれ資料を差し上げますが、職員給与が二百八十四万三千円、常勤の理事と所長と、その他一人おられるのですが、所長の給与が月十六万円でございまして、それから常勤の理事が十四万円でございまして、したがつて、国立大学の総長、東大や京大並みではございせんが、それに近い額を所長には出すことになるわけ。このほか常勤の研究員の教授級一人、助教級四人、事務職員五名等に対する給与でございますが、これはおおよそね教育公務員の給与体系に準じて計算をしてございまして、それから庁費が二百一十萬、初年度調剤費、机その他百十九万五千円。そのほか自動車購入費、厚生費等。事業費として四百四十三万五千円、これは調査のときの速記料、翻訳料、印刷費等でございます。以上でございます。

○滝井委員 四十年の一月一日から三カ月分が千六百万円で、いまのような予算の内訳になる。そうしますと、平年度に直すとどのくらいになりますか。

○伊部説明員 試算でございますが、平年度化したしますと、三千七百万円程度というのが現在の見込みでございます。

○滝井委員 大臣、お聞きのようにいまのような研究スタッフをそろえて、所長は国立大学の総長クラスだ。十六万円ですね。平年度化すると三千七百万円だ。さいせん私が御指摘を申し上げました厚生科学研究費が三千五百万円程度なんです。大体厚生科学研究

費程度の研究しかできないとすると、厚生科学研究費が一体どの程度厚生行政の基礎的な学問的成果として応用ができたかという、これはもう相当応用できたと思えますけれども、それに近いものが今度できるという形になるのですが、それではちょっと少ない感じがするのです。それで私は十億円と言いましたけれども、まあ一億円くらいの金は平年度に取ってやるくらい、体制をつくらないといいいですか、医療費だけでも八千億というんです、これを今度、八割か一割か知らぬけれどもお上げになれば、約九千億近くになるわけですよ。医療費だけで九千億を使う、それに年金その他の積み立て金だつて二千億近くもできてくるということになれば、相当の社会保障の金を厚生省は国民から取り立てて動かしておるわけですよ。相当実力がある状態を見る、実力があるわけですよ。だから、その中から、やはり一億や二億の金は基礎的な研究に持つていくというのが常識ですよ。日本人というものは、あまり基礎的なことに使わずに目先だけがきき過ぎて、全部外国のものを使っちゃうのです。最近、原子力商船の問題、あれだけ国会でわんわん騒いだ原子力商船にしたって、日本の原子炉でつくるのだと言っておつたけれども、いつの間にか、ウエスティングハウスがGEとか何か、ああいう外国のものを買おうというようにないおいが始めているわけですよ。やはり苦心惨たん粒々辛苦して、基礎的なものはみずからつくるといふ体制を行政の面においても、科学の面においてもやはりつくつておく必要があると思ふ

のです。そのためには、こういう基礎的なところにはやはり厚生省の他の金を削つてでも持つていつてつくるといふ習慣をつけないと科学的な政治というものができないですよ。そういう点では、どうもいまの平年度で三千七百万円だということになれば、これは社会保障の基礎的な研究だと非常に官房長意気込んで説明してくれるけれども、三千七百万円ではどうもこれはお茶を濁した程度になつてしまふ。幸い八月ともなれば昭和四十年の予算編成が始まりますから、伊部さんのほうはもう少し規模を雄大に持つて、もう少し学者も集めて、研究体制をつくつて、大臣のところへ案を持つていく。こういう形にしてもらわないと、どうも三千七百万円くらいで、これから日本の社会保障を背負つていくといふんじや、これはちょっとあまり弱いんですよ。だから私はいせんから言うように、これは先天性弱質者で、とても親に孝行はできません、こう言つておるのです。まあ親に孝行はしていただくためには、たくましい社会保障研究所でなければだめなんです。たくましくあるためには、これは先天性弱質者だから、お母さんも乳が出ないだらうから、これは相当たつぷり人工栄養でやらなければ、おそろく初めから一億円か二億円か、三千七百万円くらいではどうにもならぬですよ。だから第二年度にひとつ期待しておきます。これはがんばりますけれども、与党も気はると言つておるんだし、ぜひひとつ基礎的研究ですから、大臣も一言言つておいてください。

○小林国務大臣 お話のとおり、社会保障研究所をつくるということは、社会保障制度を強化するといふような制度の問題に対する姿勢を強化するといふことで、世間に対する啓蒙とか、この問題について力を入れていくといふことをおわかりになる一つの手段として、これが働くと思ふのであります。お話のように、実は社会保障研究所といふものは、そうやすやすと通つたわけではありませんが、われわれ宣伝したくとも、しまいまで通るか知らぬかわからなかつたというふうな、お話のように多少の弱い状態における出生であるといふことが申せると思ふのであります。私もこれだけいと思ひます。初年度等にのこさしては、お話のようにこれを強化するといふことにひとつ十分とめたいと思ひます。

なお、先ほど厚生省の長期展望の問題もありましたが、これは率直に申し上げてむずかしい問題で、出ればあとになつて、あれはだめだつたじやないかと強く非難を受けます。しかし、この厚生省の白書なども従来多少厚生省の抱負を入れておつたのであります。その抱負も国会のあれでできなかつた。これはまた非常に強い論議を巻き起こすことにもなるのでございまして、そんな関係でもつて、なかなか正確な資料を発表するといふことはむずかしい。こういう関係もあるのではありません、われわれこういうものを持てないで、仕事はできないと思ふのであります。御存じのとおり、社会保険研究所といふのは、目安、こういうことで新聞にも発表したが、これはおっしゃるかもしれませんが、これは出したといふか、出たといふふうなことが多きのでありまして、その辺をひとつ御了解願つておきたいと思ふのであります。

要するに、社会保障といふものは非常に大事で、こういうふうな研究も積み重ねて、早急にこれを前進させなければならぬという政府の大きな一つの姿勢を示したものと見て、ぜひ御了承願ひたい、かように考えております。したがつて、内容もこれにふさわしくやつていく、こういうことであります。それから、われわれもふさわしいようにぜひ進めたい、こういうふうにしておきます。

○滝井委員 予算が千六百万円、平年度化したら三千七百万円といふことでございまして。小沢君は、それはただ平年度の機械的計算をしたのだといふようなことを言つておられますが、目標として十億を取れといふわけ、一億でけつこうですか、来年は一億くらいはひとつ取る努力を、われわれももちろん強く主張しますが、しかし、あなた方もそのくらいの腰は持つていかなければいかぬといふことを言つておきます。

それからいまの予算の内容は、あとで資料として同時にもらいたいと思ふ。少し早目に説明したから内容がよくわからぬところもありましたから、そのもつたものでもう少し予算の内容を質問したいと思ひます。

次は六条ですが、研究所でないものは社会保障研究所という名称を用いてはならぬ。こういうことになつてゐるわけですよ。御存じのとおり、社会保障研究所といふのはたくさんあるわけですよ。そうしますと、社会保障研究所といふものをもつて社会保障前進のために活躍しておる方には非常に迷惑になるわけですよ。というものは、附則の六条です。附則の六条をこらんにする、この法律の施行の際現に社会保障研究所という名称を使用している者は、この法律施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。全部こういう特殊法人は政府が法律でつくるときにはこういう規定が入つておるわけですよ。いままでのものはそう世間に名前が五つも六つもあつた名前前ではないわけですよ。ところが社会保障研究所といふのは、憲法二十五条に「社会保障」といふことは出て以来、日本の大衆の中に相当浸透してゐることばなんですよ。至るところに社会保障研究所といふものをつくつておる。そうすると「研究所でない者」といふのは、研究所ならば用いていいのです。

○伊部説明員 第六条で申します研究所は実は特殊法人でございまして、社会保障研究所をさしておるわけでございます。したがつて、この法律による社会保障研究所でなければ社会保障研究所という名称を用いてはならぬ、こういう趣旨でございまして、そこで第六条の趣旨の社会保障研究所といふのは、いろいろ何々社会保障研究所という研究所が他にもあるわけでございますが、ここでは社会保障研究所という名称そのものを用いてはいけないう趣旨でございまして、したがつてたとえば総評が社会保障研究所をやる。総評が社会保障研究所ならばそれは一向差しつかえない、こういう趣旨でございまして。

○滝井委員 ただ条文で「研究所でない者は」と書くと、研究所であるもの

はいという機械的な読み方になる可能性はある、条文上の問題だけれども、何かほかに書き方がなかったかという事なんですか。

○伊部説明員 第二条におきまして、「社会保障研究所（以下「研究所」という。）」という名称をつけたわけでございます。したがって非常に厳密に書けば、社会保障研究所でないものはということになるわけでございます。

○滝井委員 法制局がそれでいいといえはいいんですが、そうしますとこれは三十五条で「第六条の規定に違反して社会保障研究所という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。」ということになっておるわけなんです。一万円罰金を出したら社会保障研究所というものを統括していいのかわるか、社会保障研究所というのとはずつと雑誌その他を出しているわけですね。そうしますとこの社会保障研究所というものを他のものに変えるということになるとどういふことになるかということ、相当の損害が出るわけですよ。これはまず印鑑とか、名刺とか、全部これは変えなければならぬことになるわけでしょう。そうすると、それらのものを厚生省があるいは損害賠償をかねて訴えられるおそれがある。非常に長く十年も二十年も使ってきたわばのれんです。ところがあとから出てきた厚生省がそれをつけた。だからむしろここに厚生省のほうが厚生省社会保障研究所とすりやうたほうがいい。厚生省という名前は日本に一つしかないのですから、他のものを変えさせるというのはいささか官僚的じゃないか。おれのは法律で社会保障研究所と

所ときめたら他のものは六カ月以内に変えなければ一万円の罰金だぞというには、あまりにも社会保障というものは人口に膾炙しすぎておるのです。したがって厚生省社会保障研究所、こういふようなものにしてもらったら他のものに關係がなくなる。いま言ったように総評社会保障研究所とは総評あたりはつけておらぬわけですよ。総評にはないですけども、つけておらぬわけですよ。それは私が持つておれば滝井社会保障研究所、小林社会保障研究所、古井社会保障研究所、古井社会保障研究所、古井さんたちは社会保障研究会というのをやっています。だけれどもそれは社会保障研究所とはいっておらぬようだ。しかし社会保障研究所というのには雑誌も出ておるところがあるから、むしろわがほうが厚生省社会保障研究所といったほうが、厚生省にあるということがすぐ大衆にわかる。人口問題研究所といつても、あれはどことだか、内閣だったかな、それとも公衆衛生院だったかなと考えることがあるのです。われわれでも、あれは厚生省だったかなと迷うくらいだ。だからむしろ厚生省というのをつけておたほうがいいじゃないか。厚生省というのをつけても何も恥ずかしくない。かえって厚生省に社会保障研究所というのがあるのです。社会保険研究所、これなら何もどこから文句がないし、こういふ六カ月間は許す、それ以上したら一万円というのとをつけておたつて実態それは法律上の修辭になつて、飾りの条文であつて、実質的にはそれはほとんど動くことがないという事で、実害が他に起こらなければそのほうがいいのじゃないか。何も別に厚生省を上につけたからといって、この研究所が腐るわけでもない。価値が下がるわけでも權威が下がるということでもないわけですよ。ただ修正するのはいやだというだけのことなんだ。そんなものはメンツにこだわらなければいい。社会保障研究所というのには総理府にあるわけじゃない、厚生省にあるのだから、厚生省社会保障研究所、こうつけてもらえば非常にわかりやすい、われわれもわかりやすい。初めて代議士になつて社会保障研究所というのはいささかあったかな、資料をもらいたいが、いや厚生省だ、厚生省がついておればすぐわかる。どうですか、これは。他の者には実害があるのですから。

「委員長退席、小沢（辰）委員長代理席」

○伊部説明員 名称の制限につきましては他の研究所、特殊法人たる研究所も同様の規定を置いておりました。このように立法でございまして、その例によつたわけでございます。既存の社会保障研究所はいたしまして少しでも名前が違えばよろしい、たとえば滝井社会保障研究所であればこの条文に触れないわけでございます。なお既存の社会保障研究所という事で雑誌を発行しておられ方をございまして、その方につきますと、この法律をつくり出す際に、われわれのほうとしても先生のおっしゃつたような意味でいろいろ話し合つたわけでありまして、その方々でも、厳密にいいますれば、たとえば株式会社社会保障研究所という場合にはこの六条に触れるわけでもないわけでございますけれども、その方も社会保障研究所の設立に御協力いた

だくという趣旨で名称を多少変更されたいというように、両者で話し合いをいたしております。

○滝井委員 そういふ名称変更を他人にさせる必要はないので、こちらが新しくできるほうなんですからできるほうがよけて通ればいいですよ。いまこゝういふ問題が出ておるのです。建築基準法が改正になつて、三十一メートル以上の建物は建てるのができなくなつておつた。ところが今度は建ててもいいことになつた。ところが電波がこれを通る。そうすると、高い建物を建てると電波のじゃまになる。通るのに突き当たるから。だから電波が、しばらく建ててのを待つて下さい、私のほうがよけて通るようになります。私から、こゝういふことなんです。郵政省はそれだけの民主的な寛容の精神を持つておるわけだ。だから厚生省も他のものに、おれのほうがつくるんだからおまえのこゝろを譲るという、そういうことではいかぬのです。大衆から愛されなければならぬのだから。社会保障研究所というところや、そのほか、社会保障のためにみんなやつてゐる。それを一々名称を変えさせれば、何だ厚生省のやうう、あとから自分分てつくりやがつておれらの名称を変えろなんというのはいささか、さういふことになる、必ず。そうすると敵をつくることになるでしょう。敵をつくる必要はない。厚生省社会保障研究所とつけられたい。さうしてどんな差しかつてあるんですか。ただあなた方のメンツがつぶれるだけのことでしょ。あなた方のメンツが少しつぶれたつていいじゃありませんか。われわれがこゝで修正して三字をつけてあげ

ますから、予算その他の問題があれば別だけれども、私はさういふのが民主主義だと思ふ。さういふのが議会主義だと思ふのです。役所なんだから、つくるのによそにある名前を持つてきて、おまえのほうは変え、変えなければ一万円の罰金だ、さういふ高飛車なこととは思ひます。名前を変えたつてちつとも差しかつけないんだから、他人の使ひやうな名称を用いてやつて、だから滝井社会保障研究所、小林社会保障研究所とつけなさい、株式会社何々といふなさいといふ前に、みづから厚生省社会保障研究所としたらいい。小林厚生大臣、それでいいでしょう。事務的にはいいんです。私はこゝに厚生省とつけるべきだと思ふ。

○伊部説明員 特殊法人でございますので、特殊法人としてやはり独自の存在を保つ機関でございます。したがつて厚生省の国立の研究所でございます。これは厚生省社会保障研究所になるわけでございますが、これは特殊法人でございます。厚生省をつくるのはあまり適当でないのじゃないか。先ほどお話がございましたように、たとえば中立性あるいは独立性という見地から見まして、厚生省という字をつけるのは適当でないのではないかと考えます。

○滝井委員 そういふのはくだるる必要はないわけですよ。別に厚生省をつけたからといって独立の人格がつぶされるわけではないのですから。厚生省所管という意味です。さういふことでいい。さういふふうにあなたのほうがかだわるように片方もくだわるわけですよ。民主主義というのは人が名前を

持っているのに、わしが滝井義高という名前をつけておるのに、今度の法案で滝井義高という名前をつけて、ほくの名前を変えたいという、こんな不通なことはないですよ。だから私は厚生省をつけても差しつかえない。特殊法人厚生省社会保障研究所でもいいですよ。じゃなかったら厚生省所管、こう入れてもいい。厚生省所管なんだから。だから厚生省所管を小さく書けばいい。他人には株式会社と書きなさい、そうして社会保障研究所はつけてもいい、株式会社をつけたいといふけれども、その人が株式会社を先につけていなかったらどうしますか。そういうものの考え方がそもそもの社会保障の前進を妨げると私は言うのですよ。いままでも長年の間社会保障のために貢献している雑誌なり新聞があったとした場合、私はあるかないか知らぬけれども、社会保障というのがあるでしよう、幾らでもある、小さいのである。雑誌を発行しているのがある。私はそういう相手方があるのに、おれのほうが法律を出すのだからという權威主義というものがまかり通るのが困る。だから私はそうではなくて、悪かつたら厚生省所管社会保障研究所とやるか、それとも厚生省のほうは特殊法人社会保障研究所とやるか、これはちつとも差しつかえないですよ、三、四字上につけさえすればいいのですから。まだ判こもつくっておるわけでもないし、発足しているわけでもない。相手は判こをつくり雑誌をそれで発行しているのに、それを今度は変えたいということは無理ですよ。私どもはそういうヒューマニズムを持ち、こういう、義を見てせざるは勇なきなりと

いう気を持つておる。だからあなたがなればばがなばるほど私もがなばることになる。私はそういう性格を持つていて、社会主義者としてしょうがない、体質なんだからね。ヒューマニズムです。これはどうしても役所に変えてもらわなければならぬ。何だつたら特殊法人でもいいですよ。あなたの方のいい名前をつけましょ。名づけの親は滝井義高でなくて小林厚生大臣でけつてから……

保障研究所ということがあれば、いろいろ厚生省から資料その他をもらわなければならぬわけですから弱みがあるわけだ。それをやはり一つのつけ目にして話を進めていくというよりなことはよくないと思うのですよ。もちろん特殊法人でもいいですよ。厚生省所管社会保障研究所でもいいですよ。何も厚生省所管をつけたからといって權威が落ちるわけじゃない。むしろ厚生省所管をつけたほうが權威が上がる。厚生省にあるということがすぐわかる。われわれ代議士が初めて出てきて、社会保障研究所というのはどこにあるのか、あるいは役所の關係があるのかなのか、民間のものかといったときに、厚生省所管とあればすぐわかる。だからそういう点は何も伊部さん、こ

から。よその持っている看板を持ってきて、そうして聞かなければ一万円の罰金だという。だから私は一万円の罰金を出せばいいですか。ところが今度のは、こういうところにはもう資料をやるな、こういわれると、社会保障の研究家というものは困るわけですよ。だからあまり無理をしたらいかぬですよ。こういうヒューマニズムがあふれておらなければ、こんなものは発展しないですよ。だから名前をつけるときからよその名前をとってきつてつるなんというけちな——先天性弱質ですよ。人の名前をつける、すなわち自分が名前をつける。こういうことですよ、だからこれはぜひひとつ修正してもらいたい。これは私は納得しませんが。そういう社会保障がまかり通るようなことではいかぬですよ。だからあとでひとつ研究をしてください。それこそ研究してもらわなければならぬ。わが子に名前をつけるというけれども、わが子に名前をつけるぐらいむずかしいことではない。だから人の名前をとらずに独自の名前をつけてください。

それは、非常勤の方の給与は月二万円でございます。○滝井委員 いろいろところも、役員に所長一人と理事二人置くならば、この二人の理事も常勤にする必要があるですよ。その理事を一人を非常勤にするというところがやはり問題なんですよ。だから私はさいせん、三千七百くらいではどうにもならぬぞ、ほんとうに社会保障の基礎的、学問的研究をやろうとすれば、やはり所員も百人くらいおらなければならぬことになるだろうと言ふのはそういうところですよ。そうしますと、やはり理事は二人は常任にしなければならぬ。どうもいまのお話だと一人だ、こういう点も不満ですね。やはり専従体制をとらないと、こういうものを腰かけじりではどうにもならぬのです。

○伊部説明員 先生のようなお話もごもっともでございますので、われわれもそういうことにならないように実は事前に十分話し合いをして、この機会に事業刷新の意味で名前を変えようというふうなことで円満に話がまとまつておるわけでございます。なおその際に、いまお話しのように、たとえ日本社会保障研究所というよりないろいろ研究もいたしたわけでありま。ところが、社会保障研究所というものはお話しのようにいろいろあるのじゃないか。そこで全国を探してみますと、日本社会保障研究所というのがどこかにまたあるかもしれない。そうすると、また似たような問題が起きる。それならば、社会保障審議会から社会保障研究所という名称を用いておられますので、かつ、社会保障研究所というのとが何の上についていないのは一つだけでございますので、この方とお話し合いをして問題を整理をしていきいます。これは従来の経緯を申し上げたわけでございます。

○滝井委員 それは一つであつても、やはりそういう権力をかさに着てやれば、どうしてかという、やはり社会

保障研究所というものがあれば、いろいろ厚生省から資料その他をもらわなければならぬわけですから弱みがあるわけだ。それをやはり一つのつけ目にして話を進めていくというよりなことはよくないと思うのですよ。もちろん特殊法人でもいいですよ。厚生省所管社会保障研究所でもいいですよ。何も厚生省所管をつけたからといって權威が落ちるわけじゃない。むしろ厚生省所管をつけたほうが權威が上がる。厚生省にあるということがすぐわかる。われわれ代議士が初めて出てきて、社会保障研究所というのはどこにあるのか、あるいは役所の關係があるのかなのか、民間のものかといったときに、厚生省所管とあればすぐわかる。だからそういう点は何も伊部さん、こ

から。よその持っている看板を持ってきて、そうして聞かなければ一万円の罰金だという。だから私は一万円の罰金を出せばいいですか。ところが今度のは、こういうところにはもう資料をやるな、こういわれると、社会保障の研究家というものは困るわけですよ。だからあまり無理をしたらいかぬですよ。こういうヒューマニズムがあふれておらなければ、こんなものは発展しないですよ。だから名前をつけるときからよその名前をとってきつてつるなんというけちな——先天性弱質ですよ。人の名前をつける、すなわち自分が名前をつける。こういうことですよ、だからこれはぜひひとつ修正してもらいたい。これは私は納得しませんが。そういう社会保障がまかり通るようなことではいかぬですよ。だからあとでひとつ研究をしてください。それこそ研究してもらわなければならぬ。わが子に名前をつけるというけれども、わが子に名前をつけるぐらいむずかしいことではない。だから人の名前をとらずに独自の名前をつけてください。

それは、非常勤の方の給与は月二万円でございます。○滝井委員 いろいろところも、役員に所長一人と理事二人置くならば、この二人の理事も常勤にする必要があるですよ。その理事を一人を非常勤にするというところがやはり問題なんですよ。だから私はさいせん、三千七百くらいではどうにもならぬぞ、ほんとうに社会保障の基礎的、学問的研究をやろうとすれば、やはり所員も百人くらいおらなければならぬことになるだろうと言ふのはそういうところですよ。そうしますと、やはり理事は二人は常任にしなければならぬ。どうもいまのお話だと一人だ、こういう点も不満ですね。やはり専従体制をとらないと、こういうものを腰かけじりではどうにもならぬのです。

○伊部説明員 これは国立大学、公立大学の学長、教授、助教授または講師の職にある者というのを考えておりまして、これも他の研究所の例によりたい、かように考えております。○滝井委員 そうしますと、大学の学長や教授、助教授それから講師までは役員になれるということなんですね。そのために理事は非常勤というものををつくる、こういうことなんですか。理事の一名を非常勤にするというのは国立大学のプロフェッサーを持つてくる。それは理事では専従の形になり給料は十四万円差し上げる。所長は十六

○伊部説明員 先生のようなお話もごもっともでございますので、われわれもそういうことにならないように実は事前に十分話し合いをして、この機会に事業刷新の意味で名前を変えようというふうなことで円満に話がまとまつておるわけでございます。なおその際に、いまお話しのように、たとえ日本社会保障研究所というよりないろいろ研究もいたしたわけでありま。ところが、社会保障研究所というものはお話しのようにいろいろあるのじゃないか。そこで全国を探してみますと、日本社会保障研究所というのがどこかにまたあるかもしれない。そうすると、また似たような問題が起きる。それならば、社会保障審議会から社会保障研究所という名称を用いておられますので、かつ、社会保障研究所というのとが何の上についていないのは一つだけでございますので、この方とお話し合いをして問題を整理をしていきいます。これは従来の経緯を申し上げたわけでございます。

○滝井委員 それは一つであつても、やはりそういう権力をかさに着てやれば、どうしてかという、やはり社会

保障研究所というものがあれば、いろいろ厚生省から資料その他をもらわなければならぬわけですから弱みがあるわけだ。それをやはり一つのつけ目にして話を進めていくというよりなことはよくないと思うのですよ。もちろん特殊法人でもいいですよ。厚生省所管社会保障研究所でもいいですよ。何も厚生省所管をつけたからといって權威が落ちるわけじゃない。むしろ厚生省所管をつけたほうが權威が上がる。厚生省にあるということがすぐわかる。われわれ代議士が初めて出てきて、社会保障研究所というのはどこにあるのか、あるいは役所の關係があるのかなのか、民間のものかといったときに、厚生省所管とあればすぐわかる。だからそういう点は何も伊部さん、こ

から。よその持っている看板を持ってきて、そうして聞かなければ一万円の罰金だという。だから私は一万円の罰金を出せばいいですか。ところが今度のは、こういうところにはもう資料をやるな、こういわれると、社会保障の研究家というものは困るわけですよ。だからあまり無理をしたらいかぬですよ。こういうヒューマニズムがあふれておらなければ、こんなものは発展しないですよ。だから名前をつけるときからよその名前をとってきつてつるなんというけちな——先天性弱質ですよ。人の名前をつける、すなわち自分が名前をつける。こういうことですよ、だからこれはぜひひとつ修正してもらいたい。これは私は納得しませんが。そういう社会保障がまかり通るようなことではいかぬですよ。だからあとでひとつ研究をしてください。それこそ研究してもらわなければならぬ。わが子に名前をつけるというけれども、わが子に名前をつけるぐらいむずかしいことではない。だから人の名前をとらずに独自の名前をつけてください。

万円差し上げるのだけれども、非常勤の方は大学のほうの給料をもらって二万円です。それは全く出日当だといふ形にするためにそりやっておるのかということなんです。

○伊部説明員 先生のお話のとおりでございます。

○滝井委員 そうしますと、また繰り返すようになるけれども、厚生科学研究費との関係が出てくる。いま社会保険の優秀な研究をしている人は相当厚生科学研究費をもらっておるわけですよ。私はこういう点がいまいでいいないと思うのです。だからあんまりよそにたよらずにこれを権威のあるものにするためには、やはりここで研究体制をつくって、ここでアルバイトもできる、いわゆる博士号もとれるというくらいの権威あるものにしなければいかぬと思うのです。そのためには理事は、この条文では一名が非常勤とは書いていないわけですから、当然これはあなたの方の判断で常勤になし得るわけです。それは予算の裏づけがあればいいわけですから。これは大臣に確認を求めます。これは理事一人と理事二人、すなわち理事長を含めて三人になるわけですね。そうしますと、この三人は私はやはり常勤体制をとるべきだと思ふのです。そして他の研究員の中にやはり非常勤の者を——ほんとうはここだって非常勤は置くべきではないと思ふのです。しかし過渡的な措置として、どこかの有数の教授なり助教授をしばらく委嘱をして、非常勤の形で御協力を願ひ、しかしだんだん二年たち、三年たつうちに、研究員も全部常勤体制を確立していく、こういうこと

とにならないと困ると思ふのです。そして別に必要ならば厚生科学研究費のほうで補つてもらつて、そして役所がこの研究所にその成果のレポートを差し上げればいいわけですから、せつかく研究所をつくるなら、そういうふうに徹底をしてみたいと思ふのです。が、どうですか、大臣。その所長、理事二名は当初から常勤体制をとつて、それから研究員は過渡的な措置としてやむを得ないから非常勤である程度認めていく、しかし将来は研究員も全部常勤体制をとる、こういう形をはつきりしておいてもよろしいと思ふのですが……。

○小林国務大臣 お話のことは検討いたします。研究員などはあるいは非常勤があつてもいいかもしれません、これはこの運用の際の問題としてひとつ検討いたしたいと思ひます。

○滝井委員 これは条文が、役員として所長一、理事二、監事一、そして役員の方格条項として、「(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。)」こうなつて、教育公務員は役員になることができるわけですね。しかし

なるためには、厚生省の所管の特殊法人の研究所の理事に就任しようとするば、おそろくその大学はやめなければならぬということになると思ふのです。だからいづれを選ぶか二者択一ということになる、これはここがよほど給料がよくて、将来の展望が明るくないと、優秀な人は来ない、こうなるわけですから、したがつて優秀な人を迎へようとするば、給料を高くして展望を明るくしてやる体制を政治なり行政がつくらなければならぬ、そういう

ことになるわけですね。そのことが同時に社会保険の基礎的、学問的な成果を高からしめることになるのですから、これはうらはらの関係にあるわけですね。だからぜひひとつ常勤体制をとつて、この第一の目的を達成するようにしてもらいたいと思ふのです。

次は十五条ですが、代表権の問題です。所長と研究所との利益が相反する事項というのは、たとえばどういふことですか。

○伊部説明員 これも他の研究所の例によつておるわけでございます。実際問題としてこういうケースはほとんどないと思ひますが、たとえば、所長さんが非常にりっぱなビルを持つておられる、そのビルが研究所が入るのにきつめて適当だといふような場合において、貸す賃金がない、あるいは家賃の交渉をする際に、所長は、自分の建物を自分が所長である研究所が借りるというの、その相談をする場合に一人で行くことになり、それは不適当だといふことで、そういう場合は理事が代表しない、こういう趣旨でございます。

○小沢(展)委員長代理 速記をとめて。
○小沢(展)委員長代理 速記を始めて。
〔速記中止〕
○小沢(展)委員長代理 速記を始めます。
暫時休憩いたします。
午後零時二十六分休憩
〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

社会労働委員会議録第三十六号中正

誤	正
ベシ段	行
二	五
三	四
五	三
三	打解
三	打解

社会労働委員会議録第三十七号中正

誤	正
ベシ段	行
一	六
二	五
三	四
五	三
三	打解
三	打解

社会労働委員会議録第三十八号中正

誤	正
ベシ段	行
二	五
三	四
五	三
三	打解
三	打解

社会労働委員会議録第三十九号中正

誤	正
ベシ段	行
二	五
三	四
五	三
三	打解
三	打解

昭和三十九年五月二十五日印刷

昭和三十九年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局